

令和元年6月10日開会
令和元年6月28日閉会

令和元年西予市議会 第2回定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月10日（月曜日）

令和元年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年 6月10日 | 生活福祉部長兼 | |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議 | 令和元年 6月10日 | 教 育 部 長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前10時00分 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 散 会 | 令和元年 6月10日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| | 午前11時41分 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 出 席 議 員 | | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総 務 企 画 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 清 水 昭 広 | | |

議 事 日 程

- | | | | |
|---|---|---------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(7番 佐藤恒夫、8番 山本英明) | | |
| 2 | 会期の決定
(6月10日～6月28日 19日間) | | |
| 3 | 議案第78号 西予市消防署災害対応特殊
消防ポンプ自動車の取得に
ついて | 議案第93号 | 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第79号 西予市消防団消防ポンプ自
動車の取得について | 議案第94号 | 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| 4 | 議案第80号 財産の無償貸付について | 議案第95号 | 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条例
の一部を改正する条例制定
について |
| 5 | 議案第81号 西予市森林環境譲与税基金
条例制定について | 議案第96号 | 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| | 議案第82号 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第97号 | 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第83号 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第98号 | 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| | 議案第84号 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第99号 | 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について |
| | 議案第85号 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第100号 | 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| | 議案第86号 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第101号 | 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第87号 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例制
定について | 議案第102号 | 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| | 議案第88号 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第103号 | 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第89号 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第104号 | 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| | 議案第90号 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 議案第105号 | 西予市游の里健康センター
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第91号 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第106号 | 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第92号 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定に | | |

議案第107号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第108号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	6 議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）
議案第109号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 議案第123号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第124号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	8 報告第 1号	平成30年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	報告第 2号	平成30年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	報告第 3号	平成30年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	報告第 4号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	報告第 5号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	報告第 6号	平成30年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
		9 報告第 7号	専決処分事項の報告について

て
10 発議第 4号 西予市地域防災体制特別委
員会委員の定数の変更
について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名		条例の一部を改正する条例制定について
2	会期の決定	議案第94号	西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第78号 西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について	議案第95号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第79号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	議案第96号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第80号 財産の無償貸付について	議案第97号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第81号 西予市森林環境譲与税基金条例制定について	議案第98号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第82号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第99号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第83号 西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について	議案第100号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第84号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第101号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
	議案第85号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第102号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第86号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第103号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
	議案第87号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	議案第104号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第88号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第105号	西予市游の里健康センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第89号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	議案第106号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第90号 西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	議案第107号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第91号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第92号 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について		
	議案第93号 西予市ギャラリーしろかわ		

議案第108号	西予市国民健康保険診療所 条例の一部を改正する条例 制定について	6	議案第122号	令和元年度西予市一般会計 補正予算（第1号）
議案第109号	西予市健康保養地中核施設 の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例制 定について	7	議案第123号	令和元年度西予市国民健康 保険特別会計補正予算（第 1号）
議案第110号	西予市宇和文化の里条例の 一部を改正する条例制定に ついて		議案第124号	令和元年度西予市後期高齢 者医療特別会計補正予算 （第1号）
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及 び管理に関する条例の一部 を改正する条例制定につい て		議案第125号	令和元年度西予市介護保険 特別会計補正予算（第1 号）
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部 を改正する条例制定につい て		議案第126号	令和元年度西予市公共下水 道事業特別会計補正予算 （第1号）
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例 の一部を改正する条例制定 について		議案第127号	令和元年度西予市水道事業 会計補正予算（第1号）
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部 を改正する条例制定につい て	8	報告第 1号	平成30年度西予市一般会 計継続費繰越計算書の報告 について
議案第115号	西予市給水条例の一部を改 正する条例制定について		報告第 2号	平成30年度西予市一般会 計繰越明許費繰越計算書の 報告について
議案第116号	西予市水道布設事業分担金 徴収条例の一部を改正する 条例制定について		報告第 3号	平成30年度西予市一般会 計事故繰越し繰越計算書の 報告について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県 条例水道の設置に関する条 例の一部を改正する条例制 定について		報告第 4号	平成30年度西予市農業集 落排水事業特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告につ いて
議案第118号	西予市農業集落排水処理施 設使用料徴収条例の一部を 改正する条例制定について		報告第 5号	平成30年度西予市公共下 水道事業特別会計繰越明許 費繰越計算書の報告につい て
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推 進事業条例の一部を改正す る条例制定について		報告第 6号	平成30年度西予市水道事 業会計予算繰越計算書の報 告について
議案第120号	西予市公共下水道条例の一 部を改正する条例制定につ いて	9	報告第 7号	専決処分事項の報告につい て
議案第121号	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑手数料条例の一	10	発議第 4号	西予市地域防災体制特別委

員会委員の定数の変更につ
いて

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより令和元年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

令和元年第2回西予市議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨前の雨を一身に受け、木々の葉が一層深みを増していく季節を迎えましたが、同時に水害や土砂災害が発生しやすい時期となりました。ことしの出水期を迎えるに当たり、国や自治体は、大雨洪水による危険性を住民にわかりやすく伝えるため、5段階の警戒レベルに分けて、適切な避難行動を示す新たな防災情報の運用を5月29日から開始しております。先週の7日、西予市内では、局地的に雷を伴った非常に激しい雨となり、市内全域に大雨注意報が発表されたことから、5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル3に当たる避難準備高齢者等の避難開始に関する情報を運用後初めて発令いたしました。

今後におきましても、昨年7月豪雨災害を教訓といたしまして、住民一人ひとりが避難に必要な情報とみずからの行動内容を整理し、理解を深めていただくよう周知するとともに、市といたしましても災害に対する備えに万全を期さなければいけないと気を引き締めているところでございます。

さて、さきの臨時会で、正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が選任されたところでございますが、酒井前議長、竹崎前副議長を初め、各常任委員会委員の皆様におかれましては、ひとかたならぬご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございました。衷心より厚く御礼申し上げます。

また、新しく議長に就任されました菊池議長を初め、小玉副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、円滑な市政運営につきまして、特段のご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、現在国においては、骨太の方針案が取りまとめられているところであります。5月31日に安倍総理出席のもと開催されました第2回経済財政諮問会議において、所得向上策の推進の施策が提出され、就職氷河期世代の方々の活躍の場をさらに広げるために、就職支援の充実や職業的自立を促す3年間の集中支援プログラムを策定する方針が盛り込まれました。当市といたしましても、ハローワークや地域の相談支援機関等と連携をとりながら、民間の知恵とサポートを積極的に活用しつつ、誰もが活躍できる社会の実現に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

さて、時代も平成から令和に移り、本市では、新時代に向けたまちの基礎づくりに向けて、市政に対する市民の皆様のご意見を聞き、話し合いを行い、次世代につなげる施策に役立てるため、来月から10月までの予定で市政懇談会を開催することといたしました。

本市では、人口減少や少子高齢化など、地域の課題解決やこれからの社会の変化に適応していくため、公民館を新たなコミュニティー活動の中心的役割を担う自治センターへの転換を進めていたところでございます。令和2年度から小規模多機能自治を推進することとしておりましたけれども、昨年の災害によりまして事業を凍結しておりました。

しかしながら、先送りになったこの時期を周知期間と捉え、このたび市政懇談会を封切りに市民の皆様への周知を行い、本事業への理解を深めてもらう準備期間としたいと考えております。

本事業は、行政の大規模な組織改革となりますが、令和4年度の運用開始に向け、市民の皆様の声を反映しながら、慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本市では、本年度を復興元年と位置づけ、復興事業を進めているところでございますが、浸水災害の大きかった野村地区については、野村復興まちづくりデザインワークショップを開催し、愛媛大学や東京大学復興デザイン研究体にご協力をいただきながら野村地区の将来像を描いていくこととしております。

先月開催されましたワークショップでは、地元高校生にも参加をいただき、野村高校生有志からは、「これからの野村をどんなまちにしたいか」について発表していただきました。高校生からは、「野村高校が地域の核となり、人の集まるまちにしたい」、「教育ファームや高校生カフェで地域を元気にしたい」など、若手目線で元気よくすばらしい発表をいただきました。しっかりとふるさとの未来を考えることのできる若者が育っていることを心強く感じた次第であります。住民の夢や意見、要望を参考にしながら、より具体的に現実性のある事業として地区別復興計画にまとめ、政策に反映したいと考えているところでございます。

さて、本定例会でございますけれども、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、財産の取得2件、財産の無償貸付1件、条例制定1件、条例改正40件、補正予算7件に加え、予算繰越にかかわる計算書の報告6件、専決処分事項の報告1件、合計58件の案件を上程しご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明をいたしますので、慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長

新たに教育長に松川伸二氏が就任されました。自席にて自己紹介をお願いします。

松川教育長。

○松川教育長

おはようございます。

本日付けで教育長を拝命いたしました松川伸二でございます。出身は野村町です。この議場の自席に座りまして、改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。身の引き締まる思いもしております。もとより微力ではございますが、西予市の教育の振興に精励してまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

この際、報告をいたします。

先般、西予市地域防災体制特別委員会から5月15日に開催した委員会において、佐藤委員長より辞任の申し出があり、西予市議会委員会条例第

13条の規定に基づき辞任を許可するとともに、新委員長に中村一雅君、副委員長に兵頭学君を互選した旨の報告がありましたので、ここに報告いたします。

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元のタブレットに配信しておりますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に7番佐藤恒夫君、8番山本英明君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から6月28日までの19日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から6月28日までの19日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第78号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」及び、議案第79号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

佐藤消防長。

○佐藤消防長

改めましておはようございます。

それでは、議案第78号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市消防署では、大規模災害に対応するた

め、緊急消防援助隊として活動することのできる災害対応特殊消防ポンプ自動車を配備しております。当車両は平成16年に導入したもので、老朽化により故障が多く、現場活動に支障を来すおそれもあることから、より高度な機能を兼ね備え、複雑多様化する火災事象に対応する車両の更新を検討してきたところでございます。

今回の購入に当たりましては、去る5月21日に指名競争入札を行い、株式会社岩本商会宇和島営業所所長増田旭洋氏が5104万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第79号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市消防団三瓶方面隊朝日分団第1部に配備しております消防ポンプ自動車は、平成8年に導入したもので、以来23年が経過しております。このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、迅速な消火活動を可能にするため、放水性能にすぐれた高機能ポンプを搭載するとともに、最新の照明器具を装備することにより、夜間、消防団員が安全に活動できる仕様としております。

今回の購入に当たりましては、去る5月21日に指名競争入札を行い、株式会社J A東宇和サービス代表取締役三好孝芳氏が2387万円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第78号及び議案第79号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号「西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第80号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

改めましておはようございます。

それでは、議案第80号「財産の無償貸与について」提案理由のご説明を申し上げます。

俵津歯科診療所につきましては、平成30年3月末をもって廃止しておりますが、明浜地区における歯科医療を充実させるため、民間の歯科医師と歯科医療施設の開設について協議を行ってまいりました。

今回、野村町野村地区において歯科診療を行っておられます米田歯科医院の米田壮吾氏と明浜地区における歯科診療施設の開設について協議が整ったことから、旧俵津歯科診療所を歯科診療施設として無償で貸し付けるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案名のところを無償貸与と申しましたが、財産の無償貸付の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第80号「財産の無償貸付について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制定について」から、議案第121号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの41件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止や災害防止、水源涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであります。

しかしながら、森林所有者の経営意欲の低下や整備を行う担い手の不足などにより森林の荒廃が進み、公益的機能の低下が課題とされているところでございます。

このような現状から、市町村の主体的な取り組みにより、地域の実情に応じた森林整備が図られることを目的として、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月1日に施行されました。本条例は、同法律に基づき譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、間伐や担い手の確保、森林の整備及び、その促進に関する費用に充てるため本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

議案第82号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、昭和37年に建設され、老朽化の激しい明浜支所庁舎を旧高山小学校跡地へ新築移転することに伴い、明浜支所の位置を定める条例の一部を改正するものでございます。

なお、建物の完成は6月末を予定しており、什器等の搬入、情報通信基盤システムの動作確認を経て、8月13日を供用開始日とさせていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第83号「西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布され、「工業標準化法」の一部が改正されたことによるものでございます。改正内容につきましては、本条例に引用している日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

議案第84号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、住宅における火災を早期発見するため、本条例により住宅用防災機器の設置に関する基準を定めているところであります。近年、多種多様な用途に使用される建物が増えたことにより、現在の消防用設備等の基準では、不具合が生じることとなったため、その基準を定める「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正されました。

今回の改正は、小規模な民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災機器の設置を免除することとされたことから、本条例においても同様の措置を講ずるとともに、所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山住選挙管理委員会書記長。

○山住選挙管理委員会書記長

議案第85号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、投票管理者等の報酬額が改められましたので、改正された基準額に準じて西予市における投票管理者等の報酬額を改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第86号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第87号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第88号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第89号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第90号「西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について」、議案第91号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第92号「西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第93号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」、議案第94号「西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第95号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第96号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第97号「西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第98号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第99号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

社会保障の充実を図るとともに、安定財源の確保と財政健全化を目的として、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた

めの消費税法の一部を改正する等の法律」が公布されました。

今回の改正は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料、観覧料、入館料を定める関係条例におきまして、それぞれ料金の改定を行うものであります。

続きまして、議案第100号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」、今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める使用料の改定を行うとともに、利用実績のない浴室の利用及び備品の貸し出しについて廃止するものであります。

続きまして、議案第101号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」、今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める使用料の改定を行うとともに、利用実績のない団体利用の規定について廃止するものであります。

続きまして、議案第102号「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」、本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集會に供する施設として、指定管理者制度により一般財団法人宇和文化会館が管理しております。平成3年の開館以来、利用料金の改定を行わず運営を行ってまいりましたが、今後は利用者へのさらなるサービス向上を目指し、利用者の多様なニーズに対応していく必要があると考えております。

今回の改正は、施設の利用実態を踏まえ、利用者の利便性を向上させるため、料金体系の見直しを図るとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、利用料金の改定を行うものであります。

以上17議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第103号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、「介護保険法施行令及び介護保

険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」及び「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容といたしましては、消費税及び地方消費税の引き上げに合わせ、所得の少ない者に対する保険料の軽減割合を強化するとともに、軽減対象者を市民税非課税世帯へ拡大するため、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第104号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第105号「西予市游の里健康センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第106号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第107号「西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第108号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、関係条例に定める使用料、利用料金及び手数料の改定を行うとともに、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第109号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、温泉水を活用して市民に健康づくりの場を提供し、生活の質の向上や地域間交流を図る拠点施設として、指定管理者制度により株式会社城川ファクトリーが管理しております。平成17年の開館以来、利用料金の改定を行わず経営努力を行ってまいりましたが、社会情勢の変化に伴い、安定した収益確保が難しく、適正な施設管理が困難な状態であります。

今回の改正は、施設の健全な経営を図るため、利用料金を改定するとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定を合わせて行うものであります。

以上7議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第110号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める使用料の改定を行うとともに、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第111号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、三瓶地域における宿泊施設不足の解消と地域間交流の促進及び中心市街地の活性化を図る拠点施設として、指定管理者制度により有限会社みかめ本館トータルサービスが管理をしております。平成17年の開館以来、施設の稼働状況は安定していたことから、利用料金の改定を行わず経営努力をしておりますが、社会情勢の変化に伴い、安定した収益確保が難しく、適正な施設の維持管理が困難な状態であります。

今回の改正は、施設の健全な経営を図るため、利用料金を改定するとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定を合わせて行うものであります。

続きまして、議案第112号「西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、漁港の適正な維持管理を行うため、漁港漁場整備法に基づく模範漁港管理規程例を参酌し、本条例を定めているところでございます。今回の改正は、漁港施設に関する利用規制を緩和し、漁港を有効活用させるため、模範漁港管理規程例の一部が改正されたことに伴い、市が管理する漁港施設の占用許可の最長期間を10年に延長するものであります。

また、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、本条例に定める利用料、使用料及び土砂採取料の料金改定を合わせて行うものであります。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第113号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第114号「西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について」、議案第115号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」、議案第116号「西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第117号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第118号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第119号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について」、議案第120号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、関係条例に定める占用料、使用料、水道料金、加入金及び分担金の改定を行うとともに、所要の整備を行うものであります。

以上8議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

議案第121号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本条例に定める手数料の改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、政府が今月発表予定の「経済財政運営と改革の基本方針2019」について、経済財政諮問会議における地方行財政改革の推進に向けての提言と総務省として取り組む施策のほか、現在、当市が進めております施策について触れさせていただきたいと思います。

経済財政諮問会議における地方行財政改革の重点課題は、「地方への人・モノ・金の流れを促進し、より個性と活力ある地域経済に再生すること、および持続可能な地方財政制度を次世代に引き渡していくこと」このことであり、課題解決に向けて、「業務改革とAI・ICTの徹底活用を通じ住民視点に立った利便性の高い行政サービスの提供、歳出改革の推進と地域再生や業務効率化に成果を出す自治体への後押しを強化すべき」といった提言が民間議員からあり、地方制度を所管する総務大臣からは、持続可能な社会の実現「Society 5.0時代の地方」へとして、地方の担い手、働く場、そして生活支援サービスの確保に取り組みながら、地域力を強化し、持続可能な地域社会を実現していくためには、まずは時代の変化、明るい兆しを地域のリーダーである首長が認識する必要があり、さらに、首長がリーダーシップを発揮して、地域力強化に向けた取り組みを積極的に推進する必要がある。そのために、「Society 5.0時代の地方」をキーワードに新たな施策を強力に推進していくとの報告がありました。

総務省から報告のありました施策の一つ、次世代行政サービスの実現に向けた地方自治体のデジタル化に向けた当市の取り組みについて2点触れさせていただきたいと思います。

1点目は、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）への取り組みといたしまして、税の申告業務において導入可能かどうかの試験運用を行っています。具体的には職員が行ってきた個人住民税の申告受付システムへの給与支払報告書等の情報入力業務をソフトウェアのロボットにより自動化し、行政事務を効率化するものでありま

す。

2点目に、システム標準化・共同化への取り組みといたしまして、先月23日に、任意の中南予自治体クラウド導入検討協議会を立ち上げ、令和4年度から運用開始を目指して協議・検討を行っていきます。具体的には情報システムを一つの自治体が庁舎内で保有・管理することにかえて、複数の自治体が共同で外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用することによって、情報システムの管理・運用経費の削減と業務の効率化、情報セキュリティの確保、災害時での業務継続の確保並びに市民サービスの向上を図るものであります。

Society 5.0とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新しい社会であり、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす超スマート社会のことです。地方自治体もシステムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体への転換が求められています。

私は、スマート自治体実現のために、今後進めていきます小規模多機能自治活動事業などの施策にこの考えを取り入れ、西予市の地域力強化に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、また議員の皆様のご理解、ご協力をお願いするところでございます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、人事異動等に伴う職員給与費及び臨時職員雇用経費の調整、森林環境譲与税の創設に伴います事業費及び財源の調整のほか、緊急に対応する必要が生じた事業費などを計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別にご説明を申し上げます。

民生費では、放課後児童健全育成事業の施設整備に要する経費を計上し、衛生費では、廃止しました俵津歯科診療所の民間医療機関への診療開始に要する経費のほか、野村介護老人保健施設、両市立病院において外国人材活用にかかわる調査研究、技能実習生の受け入れに要する経費を計上し、農林水産業費では、森林環境譲与税を財源として実施いたします森林整備等に要する経費のほか、緊急自然災害防止対策事業計画に基づいて実

施します林地崩壊防止対策に要する経費を計上し、土木費では、平成30年7月豪雨により被災した野村地区での住環境の改善と向上を図るための生活道路、公園広場等の整備に要する経費を計上し、消防費では、災害時に孤立した地区の移動手段の確保に要する経費を計上し、教育費では、平成30年7月豪雨災害により被災した、せいよ東学校給食センターの解体に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきまして、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上し、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6827万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を333億1927万5000円と定めるものであります。

また、地方債補正では、給食センター建設費国庫補助金の交付内示、災害復旧費国庫負担金のかさ上げ等により追加及び変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます前に、まず職員人件費の補正について説明させていただきます。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制を基本に、退職者と新規採用者数を見込み所要額を計上いたしております。今回、4月の人事異動等による各課の職員数及び年齢構成等の変動に伴い、関係する予算科目の目の給与等の計上額に過不足が生じたことから職員給与費を調整するものであります。総額で1976万円を減額調整いたしております。

それでは、予算書の18ページをお開き願います。

民生費、2項1目児童福祉総務費、児童福祉施設整備事業680万円ですが、現在、宇和町下宇和地区での放課後児童健全育成事業は、下宇和公民館等を臨時的に使用して実施いたしております。

すので、公民館利用者等の不便解消と施設を利用します児童の環境改善を図るため、新しい場所で施設を整備するための用地の取得費を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

衛生費、1項1目保健衛生総務費、旧国保診療所等維持管理事業623万8000円ですが、平成30年3月末をもって廃止をいたしました国民健康保険俵津歯科診療所を民間歯科医が診療を開始するために必要となります医療機器を購入する経費及び新規開設支援補助金を計上するものであります。外国人材活用推進事業163万円ですが、介護・医療施設等で働く職員が不足しています介護施設等の労働力の確保を図るため、モンゴル国立医科大学と連携し、同大学の卒業生等を技能実習生として受け入れする体制構築に要する経費を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、新規作物等産地育成事業34万7000円ですが、愛媛県オリジナル良食味米ひめの凜の生産体制の整備とブランドの確立を図るため、ひめの凜の種苗の購入に対して、ひめの凜生産拡大支援事業補助金交付要綱に基づいて補助金を計上するものであります。

23ページをお開き願います。

2項2目林業振興費、森林経営管理制度事業397万1000円ですが、森林経営管理法に基づき、市町村がその区域内の森林において、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的といたしました、森林管理を進める山林調査委託料等を計上するものであります。緊急自然災害防止対策事業1億500万円ですが、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策と連携しつつ、地方の単独事業として、緊急に自然災害を防止するための林地崩落防止施設の整備に要する経費を計上するものであります。施工箇所は明浜町宮野浦地区、野村町手都合地区、野村町河西地区であります。財源として、地方負担額については緊急自然災害防止対策事業債を充てています。

25ページをお開き願います。

土木費、6項1目住宅管理費、小規模住宅地区等

改良事業3600万円ではありますが、平成30年7月豪雨により被災した野村地区の中で、特に被害の大きかった区域の住環境の整備と向上を図るため、生活道路、公園等整備に係る測量調査等に要する経費を計上するものであります。財源として、社会資本整備総合交付金、公共事業等債を充てています。

26ページをお開き願います。

消防費、1項4目災害対策費、危機管理業務事業201万8000円ではありますが、海岸部において土砂崩壊等により道路が寸断され、迂回路もなく地区が孤立した場合における移手段の確保として、船舶での海上輸送体制づくりに必要な経費を計上するものであります。

なお、災害時の船舶による輸送等に関する協定書の調印式は、先週の3日に明浜と三瓶の3事業者との間において協定締結を終了いたしております。

31ページをお開き願います。

教育費、7項6目給食センター建設費、せいよ東学校給食センター建設事業294万8000円ではありますが、平成30年7月豪雨により建設中に被災を受けた、せいよ東学校給食センターの解体設計委託料を計上するものであります。あわせて、新しい給食センターの整備に係る国庫補助金の交付内示を受けましたので、学校施設環境改善交付金を計上し、地方債では、旧合併特例事業債を全額減額し、学校教育施設等整備事業債への変更を行っております。

33ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目基金費、森林環境譲与税基金事業3153万4000円ではありますが、森林環境譲与税を原資として、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源として積み立てるものがございます。

主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

地方譲与税、5項1目森林環境譲与税ではありますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第28条に基づく、私有林・人工林面積、林業就業者数、人口の三つの譲与基準により試算されました3152万8000円を計上するものであります。国庫支出金、1項5目災害復旧費国庫負担金ではありますが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助

等に関する法律」に基づく、国庫負担金の補助率のかさ上げにより5億7132万4000円を増額するものであります。

10ページをお開き願います。

2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金ではありますが、先ほど歳出で説明いたしました、せいよ東学校給食センターの整備に係る補助金として、学校施設環境改善交付金1億3258万9000円を新規に計上するものであります。

13ページをお開き願います。

市債、総額で4億9100万の減額ではありますが、国庫・県支出金の内示のほか、新規事業の実施による追加及び増額、災害復旧事業費国庫負担金の増額による減額調整を行っております。

予算書は戻りまして12ページをお開き願います。

繰入金、2項1目財政調整基金繰入金ではありますが、災害復旧事業の財源の変更等によりまして3441万5000円を減額して収支の均衡を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時11分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時25分）

（日程7）

○議長

次に、日程第7、議案第123号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から、議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第123号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う職員給与費の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ737万3000円を減額

し、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額を49億7618万6000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、土居診療所における勤務体制の変更に伴う臨時雇賃金の増額によるものであります。

これによりまして、既決いただいております診療施設勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ109万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4693万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第124号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」が施行され、軽減割合が変更されたことから、保険料負担金を増額するとともに、後期高齢者医療保険料の過年度還付金を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1091万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億2851万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第125号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、システム改修に係る介護保険事業費国庫補助金の内示額確定により、一般会計繰入金を減額するとともに、所得の少ない者に対する保険料の軽減強化に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによります歳出予算総額の増減はございません。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

清水建設部長。

○清水建設部長

議案第126号「令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴い、事業費を減額するとともに、財源の

調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8520万4000円と定めるものであります。

続きまして、議案第127号「令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

これによりまして、第2条の収益的支出の補正につきましては、既決いただいております収益的支出から、職員給与費678万円を減額し、総額を7億4911万9000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費についても補正を行っております。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、外国人技能実習生2名を雇用するための人件費及び、実習生の受け入れの際に必要な各種手続等に係る費用を計上し、そのほか、人件費の調整による減額を合わせて行うものであります。

予算第2条の収益的収入及び支出の補正につきまして、施設事業費用を121万7000円増額し、支出の総額を5億5916万5000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程8）

○議長

次に、日程第8、報告第1号「平成30年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第6号「平成30年度西予市水道事業会計

予算繰越計算書の報告について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

報告第1号「平成30年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成30年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成30年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第6号「平成30年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度西予市一般会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計における各事業のうち、平成30年度から令和元年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する、第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えてご報告申し上げます。

以上、報告6件よろしくお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

報告第1号「平成30年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から、報告第6号「平成30年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの6件については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたします。

た。

(日程9)

○議長

次に、日程第9、報告第7号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

報告第7号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり5件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

(日程10)

○議長

次に、日程第10、発議第4号「西予市地域防災体制特別委員会委員の定数の変更について」を議題といたします。

先般6月7日に私、菊池純一と小玉忠重君の2名が西予市地域防災体制特別委員会委員の辞任願を提出いたしましたので、西予市議会委員会条例第14条の規定によりこれを許可いたしました。

お諮りいたします。

西予市地域防災体制特別委員会においては、設置目的を「南海トラフ巨大地震や大規模災害等に備えて、将来に向けた西予市の防災体制のあり方を調査研究する」と定め、主に西予市合併以来の課題である三瓶町の常備消防組織、非常備消防組織のあり方について調査研究を進めてまいりました。

また、平成30年7月豪雨災害を受けたことにより、定数を増員し、特別委員会において平成30年7月豪雨災害についても調査研究の対象として、関連機関に対し調査を行い、被害状況の把握や検証を行ってまいりました。

このたび野村ダムの操作基準や河川整備の方向性が決まりつつあることから、本案については、西予市地域防災体制特別委員会委員の定数を13名

から11名に変更した上で、引き続き調査研究を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、西予市地域防災体制特別委員会委員の定数を11名に変更し、審査することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月17日は午前9時より一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時41分

第 2 日

6月17日（月曜日）

令和元年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年6月17日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和元年6月17日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和元年6月17日 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 2時01分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 | | |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産業部長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建設部長 | 清 水 昭 広 | | |
| 生活福祉部長兼 | | | |
| 福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 | | |
| 教育部長 | 宇都宮 裕 | | |

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、3番宇都宮俊文君。

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

改めましておはようございます。

本日は早朝より明浜の区長会初め、大勢の傍聴の方にお見えいただきまことにありがとうございます。お尻向けてですが、お礼申し上げたいと思います。

本題に入ります前に一言お礼を言わせていただきたいと思います。

今回の災害復旧事業でうれしいニュースがあります。昨年7月の豪雨災害で被災した野村学校給食センターの災害復旧事業のことです。

野村学校給食センターは完成目前での被害のため、国庫補助金の対象外と判断されました。国庫補助金の対象となるのは非常に難しいと言われていました。それでも管家市長は兵頭竜典議、中村愛媛県知事、前加戸愛媛県知事、また、愛媛県選出の国会議員の先生方に粘り強く要望され、何度も何度も県・国へ足を運ばれました。

この度、その成果が実り、文部科学省から災害復旧事業の対象外ではあるが、災害危険施設再建事業を新たに追加して、西予市の実質負担を抑えるという回答を得ました。これは全国に例のない事例であります。西予市にとって非常にありがたく、また、うれしいことであります。

ご尽力をいただきました兵頭竜典議、中村愛媛県知事、関係各位の皆様方にまずもって心より感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます

た。

それではこれから私の質問に入らせていただきます。

今回、市内第三セクター及び民間による指定管理施設について、この件につきましては、先週、行政報告にもあり、また、愛媛新聞にも掲載されておりましたが、私なりの意見も含め、市民の皆さんにも真剣に考えていただきたいという思いで質問いたします。

それでは、指定管理施設の現状と今後の対応について質問いたしたいと思います。

今からおよそ30年前になりますが、1988年から89年、昭和63年から平成元年、竹下内閣のときに、ふるさと創生事業、いわゆる1億円ばらまきと言われておりましたが、この当時による箱物、当然、市内にも幾らかあります。それから、西予市合併時の駆け込み建築による多くの施設が市内にあると思われれます。当時はバブル経済の中で、地域活性化や住民サービス、また雇用の確保などを目的で建築されたとは思われれます。

しかし、現在では、利用者の減少、またそれに伴い売上高の減少、そして維持管理費の増加により経営の悪化が顕著にあらわれていると思われれます。

また、現在では、人材不足も深刻で、設立当初とは全く違った状態であります。

それでは、第1点目の質問ですが、市内にある第三セクター及び市内指定管理施設の数と内訳についてお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

本日は早朝より、このように多くの市民の皆様が議会の傍聴に訪れていただきましてまことにありがとうございます。

令和元年最初の定例議会でございまして、本日、そして、あす2日間にわたり5名の議員の皆様から一般質問をお受けさせていただきたいと思っております。その中で、政策の根幹にかかわります部門につきましては、私から回答をさせていただきますし、そして専門的分野につきましては、担当部長から答弁をさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいた

します。

また、先ほど冒頭に宇都宮俊文議員から、野村学校給食センター、せいよ東学校給食センターの災害復興にかかわることにつきまして、お言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

今議員が言われましたように、地元選出の兵頭竜泉議員、愛媛県知事であります中村知事、前知事でありました加戸知事、そして愛媛県選出の自公の先生方を初め、地元選出の先生方に大変ご尽力をいただき、特に最後の最後まで、地元の兵頭竜泉議員、そして中村知事におかれましては、私たちではできないようないろんなルートを使って、この災害危険施設再建事業として認めていただくようなことになりました。内示をいただいた金額は総事業費の2分の1でありますけれども、その裏には起債をつけていただいて、全体でも80%以上の補助金、そして交付金をいただくというような成果を上げることができました。その陰には、本市議会の皆様が決議として県、国へ陳情をしていただきましたし、そして愛媛県議会の皆さんも議会としてこのことに対して重要性を感じていただいて、全面的にバックアップをしていただいた、そういうオール西予、オール愛媛の力で今回のことがなし得たのではなかろうかなと思っておるところでございます。

本当に関係していただきました皆様にこの場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そういうご質問をしていただきました宇都宮俊文議員に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

改めましておはようございます。

それでは私から宇都宮俊文議員ご質問の指定管理施設の数と内訳についてお答えをさせていただきます。

指定管理者制度は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の改正に伴い創設されたものであります。

本市におきましても、同制度を平成17年から導入し、公共施設の管理運営についてふさわしい事業者を選定し、指定を行ってまいりました。

現在、公共施設のうち38施設について指定管理者を指定し、指定管理業務に関する協定を締結しておりますが、内訳といたしましては、宿泊・休養施設を含むレクリエーション・スポーツ施設が9施設、産業振興施設が19施設、駐車場・港湾施設を含む基盤施設が5施設、文化会館等の文教施設が3施設、社会福祉施設が2施設となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

今気がつきましたが、冒頭で自己紹介をするの忘れておりました。議席番号3番宇都宮俊文でございます。許可はとくにいただいているものということで、続けさせていただきます。失礼いたしました。

2番目ですが、今の指定管理委託料の総額と傾向について、当然よくなっているところはないと思われませんが、どのような状況なのかお知らせいただきたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました指定管理委託料の総額と傾向についてお答えをさせていただきます。

初めに指定管理委託料の総額ですが、平成30年度の指定管理委託料につきましては、39施設のうち26施設に対して1億7464万8000円を支出している状況でございます。

次に、指定管理施設の傾向といたしましては、平成24年度以降は38施設で推移していましたが、平成29年から宇和米博物館、平成30年度から野村の土居家をそれぞれ指定管理施設として協定を締結した一方で、宇和第2駐車場を宇和文化の里まちなみ広場に整備したため、指定管理施設を廃止したこと、また、平成30年7月豪雨災害で被災しました乙亥の里（カロト温泉）につきましては、平成30年11月末をもって指定管理施設を廃止しましたので、今年度は38施設となっております。

また、指定管理委託料の傾向といたしまして

は、平成24年度に1億7390万3000円を支出していましたが、平成25年度以降は指定管理委託料の見直しを行った結果、減少傾向で、平成27年度には1億5084万8000円となっております。

しかし、28年度以降は温浴施設の管理運営費の増加及び、先ほど申しあげました新たに協定を締結しました施設増加の影響により、今年度の当初予算では38施設のうち25施設に対して1億8071万4000円となっております、平成28年度以降は増額傾向であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

総額で1億8000万の委託金が支払われているということでございますが、やはり民間から見まして、当然もう経営になっていない状態という施設がかなりあるかと思われまます。特にお客さんは少ない、しかし例えばレストランを開いている、宿泊施設をやっているというところは目立つと思います。このようなところで、当然委託されておるわけで、第三セクターも含めて、第三セクターはそれなりで代表者を雇って経営しておるわけなんです、どのような経営の管理をされているのか、例えば指摘されているのか、例えばどれぐらいの赤字が出たらどう判断されるのか、そこら辺、どう言いますか、例えば公共だったら利益を出したらいけないとかいう感じで言われる方がおると思うんですが、それはやっぱりおかしいと思います。利益を出さどころか経費を抑えることを、せめてつじつまが合うような、持ち出しがないような経営をすることが一番大事だと思います。

その辺の管理体制、どのようなメンバーでどのような判断されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました経営評価の体制についてお答えをさせていただきます。

西予市における第三セクターの経営評価に関しましては、平成17年度の「第一次西予市行政改革大綱」により第三セクターの見直しの実施計画が

なされ、その後、経営診断報告及び外部有識者による経営改革支援委託業務報告を行っております。

その後、平成22年の「第二次西予市行政改革大綱」におきまして、点検評価による第三セクターの経営健全化の実施計画が策定をされております。点検評価といたしまして、西予市第三セクター等経営評価会議設置要綱を定め、産業部長、総務企画部長、教育部長、経済振興課長、財政課長、まちづくり推進課長を中心に17名程度の委員による会議を毎年開催しており、平成26年度より各施設の評価結果をホームページで公開しております。

また、予算編成において施設の管理運営における市側の義務的負担と指定管理者の負担を明確にし、経営計画、決算分析資料に基づいて指定管理委託料の積算根拠の精査を行い、指定管理委託料の削減を行ってきました。第三セクターはもともと公共・公益的な事業の運営を目的に設立されているため、評価の際には採算性のみにとらわれることはできないものの、公共性を有するがゆえに、一層のミニマムコストに向け、みずからの責任において経営改善に努め、行政からの支出を最小限に抑え、かつ独自性のあるサービスの展開が必要であり、市としても評価を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

それでは次の質問に入りたいと思います。

今のご説明にあった中で、観光関連施設と言われる主な施設が4つほどありますが、この点についてお尋ねいたしたいと思います。

一つがあけはまシーサイドサンパーク、これは塩風呂を含む施設であります。次に、クアテルメ宝泉坊・宝泉坊ロッジを含む城川ファクトリー、それから、農業公園ほわいとファーム、今のが野村町でございますが、最後に遊の里健康センター、これは宇和町にあるものでございますが、この4つがかなり委託料が多い、経営状態もあまりよろしくないと思われまますので、そのことについての経営の推移、それから今後の見通しを述べていただきたいと思ひます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました観光関連4施設の委託料の推移と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

指定管理委託料の推移でございますが、あけはまシーサイドサンパーク株式会社が管理・運営しておりますオートキャンプ場・塩風呂はま湯・民宿故郷・ふるさと創生館の4施設につきましては、平成18年度で3163万5000円、10年経過後の平成27年度で1830万円、今年度も同額で平成26年度から一定額の指定管理委託料のまま推移しております。

次に、株式会社城川ファクトリーが管理・運営しておりますクアテルメ宝泉坊・宝泉坊ロッジの2施設につきましては、平成18年度クアテルメ宝泉坊で1806万5000円、宝泉坊ロッジは指定管理委託料はございません。10年経過後の平成27年度は1671万1000円と平成18年度と比較しますと減少しておりますが、今年度は2518万8000円と大幅な増額となっております。主な要因といたしまして、原油の高騰等の物価変動により増加したものであり、物価の変動等で若干の増減があるものの、平均では約1900万円で推移しております。

次に、株式会社野村町地域振興センターが管理・運営しております農業公園ほわいとファームにつきましては、平成18年度2400万円、10年経過後の平成27年度で1947万円、今年度は1920万円と平成26年度から一定額の指定管理委託料のまま推移しております。

次に、社会福祉法人西予総合福祉会が管理・運営しております游の里健康センターにつきましては、平成18年度500万円、10年経過後の平成27年度で371万2000円と平成18年度と比較しますと減少しておりますが、今年度は1400万円と大幅な増額となっております。指定管理委託料の額は原則として変更しないこととしておりますが、物価の大幅な変動及び施設の維持管理上の原因により必要やむを得ないと認められる場合は、協議の上定めることとしており、年によって変動はございます。

今回の見通しにつきましては、これまでの経営手法で施設管理を継続しますと施設の老朽化に伴

う修繕費用の増大も見込まれ、指定管理委託料を含めた財政負担の増加は避けられないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

次の質問ですが、経営状態の悪い施設、4施設ともそうだと思いますが、それぞれお尋ねしたいと思います。

一つがあけはまシーサイド、私の地元でございますが、やはり一番の原因は、大きい塩風呂、多過ぎる経費でお客さんが少ない。やればやるほど赤字という状態が続いておりまして、このことにつきまして、私、地元でございますが、昨年もこれを何とかしなければ大変なことになるということで、ちょっと口を出さしていただいたんですが、やはり地元議員がこういう発言をするのはまたどうかな、帰って怒られるのではないかなと思いつつ、これはもうやらなくてはいけないという思いで、地元から怒られてもやはり縮小する。しかし、どうしても地元には必要な施設でもあるということで、縮小して、風呂もできるだけ小さくてもかまわないのでやれる範囲でやってもらって、レストラン、それから泊まる場所もやっていただきたいという私は気持ちでございました。やはりここら辺、住民のニーズも当然あります。そうかといって今までのように大きい施設をどんどんそのままずるずると引きずっておっては市の財政がもたないということで、今回提案させていただいた件でございます。これが1点目。

続きまして、城川ですが、去年被災しましてかなりの経費をかけてまた再開したわけなんです、ここには大きなプールがあります。老人の方にとって本当にプールはありがたいものでありますが、これが一番経営の足を引っ張っておるのではないかなという感じはしますが、ここら辺もやっぱり本当に市民の方みんなが考え、また議員も一緒になって考えてやっていかなければいけないかなと思います。

それから、野村ほわいとファームですが、ここもお客さんが少ない、閑古鳥が鳴いている状態だと思いますので、今後どうされるのか。

四つ目、宇和の游の里ですが、ここはもう見た

限り老朽化しております。ただ、野村の風呂が被災してなくなったということでお客さんはそこそこおられますが、この古くなった施設、どのように今後されるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま宇都宮議員からのご質問にありました経営状態のよくない観光関連施設に対する今後の方針についてお答えをさせていただきたいと思っております。

市内の第三セクター及び民間による指定管理施設によっては、赤字経営ということが恒常的な状況も見られる上に、昨年の7月豪雨災害による影響を受けたこと、そして、施設の老朽化も進みまして、修繕費等の支出も多くなっている現状がございます。

このため、経営不振、そして赤字経営の続く観光施設の再生に向けた取り組みとしまして、民間譲渡も視野に入れながら、施設の存続、廃止について考えていく、ことしをその改革元年として取り組んでいく所存でございます。対象の施設としては、今宇都宮議員から言われました4つの施設があります。それぞれ株式会社、社会福祉法人の皆さんが管理・経営していただく4つの施設についてまず取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、ふるさと創生館、民宿故郷を取り壊して、新たな温泉及び宿泊施設、レストラン機能を有するジオリゾート整備事業に着手し、経営再建に取り組みたい、そのように考えております。

株式会社野村町地域振興センターが管理・運営するほわいとファームを含む農業公園と、株式会社城川ファクトリーが管理・運営するクアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジ、そして、社会福祉法人西予総合福祉会が管理・運営する游の里健康センターにつきましては、市の公共施設等総合管理計画の保有施設の総量縮減、統廃合・複合化の推進、公民連携による財源の確保、マネジメント体制の確立という公共施設等の管理に関する基本的な考えに基づきまして、民間事業者で運営することが

望ましいと判断をしております。民間企業者の企画力やノウハウを活用しながら、地域経済の活性化、インバウンドを含めた交流人口の拡大につながることを目的に、民間企業者の参入を広く求めるという考えにあります。公募扱いで全国に情報発信するような募集要綱等の今準備を進めているところでございます。あわせて、同一業種の市内事業者、また、日本のすばらしい食材・食器などをシェアし、東京都内で今現在ご活躍の市内出身の薬師神シェフや松野町森の国ホテルなど、民間譲渡が決定されている会社に、飲食業界やホテル業界の現状等の情報をいただくとともに、市内の観光関連施設の利活用について営業活動を今行っております。

今後は、情報発信ツールを活用しながら情報提供を行い、あわせて足で稼ぐ営業活動に力を入れ、観光関連施設の経営見直しに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

特に私が思いますに、城川宝泉坊、これは本当に立派な施設です。プールがあってお年寄りも喜んでおられております。これをぜひ今市長が言われましたように、どっかの資金力のある会社がやっていたら一番いいんじゃないかなと私は思っておりますが、なかなかそう簡単にはいくもんじゃないかもしれませんが、公募されて受け手がなかった場合どうされるのか、それをもう一つ市長にお聞きしたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

先ほど私が全国公募というお話をいたしましたけれども応募がなかったときはどうするかというご質問でございますけれども、その結果、応募がなければ、いろいろ考えているところではございますが、施設は産業の振興、地域の雇用の確保、地域の活性化を支援する公益的な施設であり、継続したいという思いは十分私もありますし、先ほど言われましたように、健康、そして生きがい、そういう面で重要な施設であるという認識は十分

あるわけでございますけれども、西予市の将来の財政負担を考えますと閉鎖することもやむを得ないのではなかろうかなどそのように判断しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

それでは今の件を踏まえまして、そのために西予市の財政状況、これからの状況はどのような見通しになるのか、それについて質問に入りたいと思います。

これからの答弁はかなり複雑な数字、難しい言葉が出ろうかと思われますので、事前に私は、私の程度に合った答弁と市民の皆さんが誰が聞いてもわかりやすく簡潔に言っていただければ、ケーブルテレビを通じて見ていただいております皆さんも一緒に考えてもらえるのではないかなと思います。

まず一つ目ですが、合併後の人口推移、経常収支の財政の推移はどのようになっておるのかお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めまして、おはようございます。

ただいま合併後の人口の推移と経常収支の財政推移についてのご質問がございました。

まず、人口の推移でございますけれども、西予市合併時の平成16年4月1日の住民基本台帳の人口は4万7044人ございました。その後、1%から2%程度の減少が続きまして、平成31年4月1日には3万7688人に減少をいたし、合併時から9,356人、19.9%の減ということとなっております。平均をいたしますと、毎年600人余りの人口が減少し続けているということになります。

次に、経常収支比率についてでございますけれども、この経常収支比率と言いますのは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標でございます。人件費、扶助費、公債費など義務的に支出せざるを得ない経常的経費に充てられた地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源の割合を指すもので、この指

標が高いほど、財政の弾力性が失われているということになります。

当市の経常収支比率についてでございますけれども、平成16年度決算におきましては83.9%でございましたが、翌年の平成17年度決算では90.6%まで上昇いたしまして、その後、平成20年度までは90%を超過した状況が続いております。当時の財政健全化に向けました取り組みと国の経済対策の効果もありまして、それ以降は徐々に数値が下がり、82%台まで下がった時期もございましたけれども、平成26年度以降は上昇傾向にありまして、平成29年度決算では、再び90%を超過し、90.4%となっております。人口減少と経常収支比率を単純に比較しただけでは、直接的な関連は見られないわけでございますけれども、この人口減少は、歳入においては、市内総生産額の減少と普通交付税の交付額の減少につながってまいります。

また、歳出においては、人口減少対策として実施をいたします施策の拡充に伴い、扶助費の増加につながるという点で、この人口減少が経常収支比率の上昇の一因であろうと分析をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

予想どおり厳しい状態であろうかと思えます。特に、災害がありましたんで思うとおりでございますが、今後の見通しはどのようにお考えになっておるのかを追加してお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

経常収支比率の今後の見通しでございますけれども、歳入の見通しにつきましては、合併に伴います財政支援措置、いわゆる普通交付税の算定替えの特例期間が今年度で終了いたします。

また、来年度実施されます国勢調査の結果に基づく人口によって算定をされます普通交付税につきましては、今後、この交付額が減少することが予想されます。

その一方で、歳出の見通しでは、大型事業等の実施の財源として借り入れを行いました地方債の

元利償還に係る公債費は高い水準で続きます。また、扶助費の社会保障経費等は、今後減少することなく増大が続くと予想しております。

このようなことから、今後も経常収支比率の上昇傾向が続く、財政の柔軟性が乏しくなっていくだろうと推測をいたしております。

次に、財政規模の見通しでございますが、これまでも西予市として適正な財政規模についての質問があり答弁をさせていただいておりますけれども、今年度、今後10年間を想定し作成いたします中長期財政計画では、歳出は、今後も西予市復興まちづくり計画事業の推進、並びに豪雨災害により延期をいたしております大型事業の実施開始によりまして、約270億円前後で推移し、将来的には約230億円前後で推移していくと推計をいたしております。予算の推計につきましては、毎年度変わり得るものでございますので、その都度推計をし直し、社会情勢や国の動向に注視し、歳入を見通して適正な予算規模、すなわち、歳入に見合った歳出に調整していく必要があると思っております。

このためには、職員のさらなる意識改革を行いながら、一方で市民の皆様にもご理解をいただき、事業の見直しや統廃合を進め、重要かつ必要な事業を精選し、的確・適正な支出に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

ただいま答弁していただきましたように、人口減少、それから高齢化に伴って、市内総生産はどんどんどんどん減っていく、それに伴って税収も減っていく、入るところが少なくなれば当然出るところを減らさないといけないと思うのが常識でございます。そのためにも指定管理施設全てに対して改革が必要だと思います。

先ほどまでは主な4つについてお尋ねいたしましたが、全体を通してどのような方針、対策をされるのか。同じような質問になりますがよろしくお願ひします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ご質問にありました指定管理施設に対する今後の方針についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

市内における指定管理施設の中には、公共性と企業性をあわせ持つ第三セクターが運営し、地域において住民の暮らしを支える事業を行うとともに、産業の振興や雇用の確保などの重要な役割を担っていただいております。

しかしながらその一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされているところであります。

このため、市といたしましても、みずからの判断と責任によりまして、管理施設の効率化、経営健全化等について取り組むとともに、財政規律の強化に努めることが必要であると認識をしております。

指定管理施設の管理運営につきましては、指定管理者自身による主体的で公立的な運営を進められ、経営改善に取り組まれている施設がある一方で、必ずしもそうとは言えない、健全経営とはいいたがたい施設もあるのも事実でございます。

特に、市が出資しております第三セクターの場合、設立・出資者として、有限の責任があることもあり、著しい経営悪化により当市が損失補填を行っている第三セクターもございます。総務省で第三セクターにかかわるガイドラインを示しているわけでございますが、その中で、第三セクターへの損失補填は極力すべきではないと示されていることからその深刻さはおわかりいただけるのではなかろうかなと思っております。

第三セクターは、これまで地域の経済と雇用の確保を目的として事業を実施継続してまいりましたけれども、人口減少や施設の老朽化を初めとします現下の社会情勢、経済情勢において、将来的に多額の負担が生じる恐れがあります。市内の第三セクター及び民間事業者が経営する指定管理施設によっては経営赤字が恒常的な状況も見られる上に、先ほども言いましたけれども、昨年7月豪雨による影響を受け、さらに経営の悪化が続いている状況もございます。

これまでのように、旧町単位かつ個別の団体ごとに改善を考えていくのはもう限界に来ているのではなかろうかなど。将来の西予市の生き残りをかけ、市全体として指定管理施設の必要性、公益性、採算性等について改めて検討を行いたいと思っております。

今、第三セクター及び指定管理施設の廃止、存続等について検討を進めておりますけれども、今年度、経済振興課、財政課及び施設所管課、さらに関係課の協力の中でチームを組み、スピード感を持って健全化に向けて、そして、先ほどの答弁でも言いましたけれども、民間譲渡を含め民営化を考えていきたいと思っております。基本的にやはりプラマイゼロ、日常の経営の中で、大きな収益というものが上がるということは、そこまでは望めませんが、1年間を通して見れば、収入と支出がプラスマイナスゼロになる経営ができるような施設が残っていくのではなかろうかなどいうふうに私は考えて、そういうような施設の指定管理施設に対する今後の指導、そして、整備のあり方をそういう視点のもとで考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長

宇都宮俊文君。

○3番宇都宮俊文君

今市長に答弁いただきましたが、まさにそのとおりだと私も思っております。今までのことを言っただけではいけないかもしれませんが、やはり今までは住民サービスを優先に考えて、あまり経営感覚は持ってなかったというところが多く、これ日本中そうですが、特に西予市では災害去年ありましたし、これから取り組む一番の目的は復旧・復興でございますので、今のように市長にはっきりとした判断をしていただいて、余分なものにはお金を使わず復興・復旧に最優先で使っていただくということが正しいと私は思います。

また議会の中でも議員一人ひとりも、やはり自分の地元から変えていかないといけないと思っております。今までだったら地元に残せ残せと言ってきたのが議員の務めでもあったかとは思いますが、そういうことをずっと続けていたんではいずれ西予市は破綻すると思っておりますので、私も帰ればまた批判されるという覚悟でやっております。余分なこ

とになりますが、おとし国保診療所の民営化について提案いたしまして、当然、帰れば突然言ったということで怒られましたが、今考えてみますと、民営化して先生が来ていただいてとてもよくなったということで、逆に評価してもらいましたので、今回もそうでございます。1期生でございますので言いたいことを言わしていただいて、批判も受ければいいかなという感じでやらしております。

それから、旧5町の感覚で、自分たちの町だけは何とかせないけんということも、これはやっぱり間違いだと思います。西予市の議員でございますので、今復旧・復興が一番の優先事項だと思いますので、その点で特にテレビでござんの市民の皆さんも一緒に考えていただいて、また、市長のお考えに同意、そうだなと思っていただければ、私の質問も少しは役に立つかなと思います。

以上で終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時54分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、7番佐藤恒夫君。

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

議席番号7番佐藤恒夫君です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

今回は、災害からの復興についての質問をします。

昨年7月の豪雨災害から早くも1年が経過しようとしています。ことしは復興元年と称して市民全員で復興に取り組んでいくと管家市長も発言をされ、復興まちづくり計画を策定されました。

復旧・復興の実現にはいろいろな問題があり、これから目指すべき姿を明らかにすることで、市民と行政とが共通認識を持ってまちづくりに取り組むとされています。

そこで、復興についての質問をいたします。地域別の復興計画について伺います。

当市は広い面積を有しており、市民も自分が住んでいる町のことはある程度の情報が入ります

が、他の町のことはわからないのが現状であります。

そこで、復興について、地域別の復興計画の進捗状況を伺います。

地区内全ての計画の進捗状況を聞くには時間が足りませんので、私が見て感じたところを地区ごとに伺いたいと思います。

まず初めに、明浜地区については、被災した柑橘農家において、農道、農地、水路、モノレール等の復旧についての進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長

上中明浜支所長。

○上中明浜支所長

それでは、明浜地区の復旧状況についてお答えをさせていただきます。

被災の状況ですが、農地が15件、その内訳としまして公共災10件、市単補助が5件、うち発注済みが5件でございます。水路が28件、その内訳は公共災18件、市単補助が10件、そのうち発注済みが9件となっております。農道ですが、農道が22件、その内訳が公共災13件、市単補助が9件、うち発注済みが5件でございます。最後にモノレールでございますが122件、その内訳が公共災25件、市単補助が13件、経営体育成支援事業が84件、うち発注済みが122件となっており、完成が106件でございます。その内訳としまして、公共災18件、市単補助が13件、経営体育成支援事業が75件となっておりまして、早期復旧に向け事業を進めている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

農地が15件で発注済みが5件、水路が28件で発注済みが9件、農道が22件で発注済みが5件、モノレールが122件で発注済みが122件、そのうち完成は106件との答弁であったかのように思います。

発注はしているが完成にはまだ時間がかかるような気がいたします。早期復興に向けての対応をよろしくをお願いいたします。

次に、宇和地区においては、明間地区、岩木地区の災害について、災害関連緊急治山事業の進捗

状況と関連がありますので、避難指示解除に向けた取り組み状況をあわせて説明をお願いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

佐藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

宇和地区における県営の災害関連緊急治山事業の対象は7件ございます。その内、明間地区が6件、岩木地区が1件の内訳となっております。

明間地区の3件、上成の岩穴、四道、岡山につきましては、昨年12月に契約を締結して現在施工中でございます。現在、上成の宇和寄りの1カ所、岩穴につきましては、仮設道の開設中であり、順次、谷止工2基を施工することとしております。四道につきましては、被災箇所頭頂部の法枠工を施工しており、法枠工完成後に土留工6基を施工することとしております。岡山につきましては、谷止工1基を施工しております。明間地区の残り3件、上成の大寿坊、倉谷、板ヶ谷につきましては、2月に発注をかけましたが、いずれも不調となりましたので、3件まとめてJV方式での入札を行い、今月契約を締結したところでございます。

また、岩木地区につきましても、昨年12月に契約を締結し、現在、床固工1基が完了し、引き続き、谷止工1基を施工しております。被災箇所登頂部の復旧工法のアンカー工につきましては、ボーリング調査が完了いたしましたので、設計後発注の運びとなっております。

治山事業の実施主体となります県に対しましては、避難指示が出ております明間の四道地区及び岡山地区、また岩木地区の早期完了をお願いしているところでございます。全体の復旧は令和2年度末をもって完了の予定でございます。

お尋ねの避難指示解除につきましては、現在発注されております対象工事が完了し、安全が確認された後、令和元年度末をめどに避難指示を解除する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

治山事業の完成っていうのは、令和2年度末の完成とのことをごさいました。あわせて避難指示解除のほうも早期の実現をよろしく願いをいたします。

続いて、野村地区について説明を求めますが、野村地区については、西予市の中でも、一番被害を受けたところをごさいます。野村町地域全体で大規模災害が発生しており、その中でも、浸水被害で多くの方が仮設住宅で暮らされております。

そこで、肱川水系河川整備事業の河川改修工事の進捗状況について伺います。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

改めましておはようございます。

ただいま佐藤議員からご質問がありました肱川水系河川整備事業の見直し、あわせて河川改修工事の進捗状況についてお答えいたします。

肱川水系河川整備計画は、平成16年に国土交通省四国地方整備局と愛媛県が共同で策定されており、令和元年度中に計画の見直しを行う予定であると伺っております。

また、河川改修工事の進捗状況であります。現在、愛媛県が実施しております乙亥会館前や石久保橋付近の河床掘削は緊急的な治水対策として進められており、ことし3月末までに3,000立方メートルの土砂等の除去が完了していると報告を受けております。今年度はさらに9,000立方メートルの河床掘削工事が予定されている中、5月末現在で4,000立方メートルの除去が完了しており、早急な治水対策工事の完了を目指しているとのことでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

3月までに3,000立方メートルを除去して、今年度は9,000立方メートルの河床掘削工事を予定されているということで、5月末までに4,000立方メートルを除去したとのことをごさいました。今後も下流域に安全に流下できるよう工事を進めていただきたいと願っております。

次に、住宅が被災をした方々の住宅再建についてお聞きをいたします。

住宅が被災した方々の住宅再建は最重要課題だと思います。安心・安全に暮らせる住まいを確保することが復興の第一歩だと思います。住宅再建に向けた取り組みである災害公営住宅の整備状況について伺います。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

ただいまご質問にありました災害公営住宅の整備状況についてお答えいたします。

現在、野村町の太田地区と西予市消防野村支署西側、裏手になりますが、その2カ所で整備するよう進めているところをごさいます。被災された皆様に個別による聞き取り調査を行い、規模や整備必要戸数を精査し、太田地区では、老朽化著しい公営住宅を取り壊し約5,800平方メートルの用地を造成し、木造戸建て住宅17戸を建設する計画としております。

また、西予市消防野村支署西側裏手でございですが、そちらについては、約1万平方メートルの用地を造成し、集合型住宅24戸分を計画しております。

災害公営住宅につきましては、来年の8月完成を目指して準備を進めているところをごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

2カ所で整備を進められており、木造戸建て住宅を17戸、集合型住宅が24戸を来年8月完成を目指しているということをごさいました。期間内に完成ができるようよろしく願いをいたします。

次に、インフラ環境の整備について伺います。

栗木地区地すべり対策と県道宇和野村線の通行止め解除の見込み状況について伺います。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

ご質問にありました栗木地区における地すべり対策、及び主要地方道宇和野村線の通行止め解除の見込みについてお答えいたします。栗木地区では市道と県道で各1カ所の地すべり災害が発生し、地域住民の生活と交通に多大な影響を及ぼし

ております。

市道栗木川平線につきましては、国庫補助による災害復旧事業の採択を受けるため、平成30年10月から斜面変位の観測業務を継続中でありま。現在のところ変位はありませんが、今後の降雨での変位を調査し、対策及び方針を検討していくところでございます。

一方、主要地方道宇和野村線の通行止めにつきましては、現在、愛媛県当局が令和2年度末の全面通行止め解除を目標とされているところですが、調整を要する諸問題の解決に向けて取り組んでいるところであると回答をいただいております。皆様には、当面の間不便をおかけいたしますが、通行止めへのご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

主要地方道宇和野村線については、県との調整中とのことでしたが、この道路っていうのは、大きな生活道路ですので早期の復興を働きかけていただきたいと思ひます。

続いて、城川地区についてお伺ひいたします。

城川地区については、河川や急傾斜地対策事業の整備状況、農地・農業用施設の復旧状況について伺ひます。

○議長

篠藤城川支所長。

○篠藤城川支所長

ご質問にお答えします。

城川地区の災害関連緊急治山事業の対象は、高野子に1件、遊子谷に2件の合計3件でございます。その3件につきましては、既に契約を締結し着工をしております。いずれも山腹崩壊によるもので、工種につきましては、土留工及び法枠工での施工となっております。なお、それぞれの工事完了を今年度末としております。

また、農地・農業用施設災害につきましては、農地が93件、農業用施設が55件でございます。発注状況としましては、農地が52件、農業用施設16件が発注済みとなっております。

また、河川や道路の災害関連の整備状況につきましては、公共土木施設災害は、河川が7件、道

路が27件の合計34件でございます。令和元年5月末までに、3件の河川災害復旧工事と14件の道路災害復旧工事を発注済みでありまして、うち8件の道路災害復旧工事が完了しております。

なお、県管理の河川災害復旧件数は86件でございます。このうち3件が完了し、残り83件のうち77件は工事発注済みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

治山事業の対象が3件あり、それぞれ今年度末の完成とのことでございました。農地被害93件のうち52件が発注、農業用施設55件のうち16件が発注、県河川工事についても86件の災害で3件の完成、残り83件のうち77件の工事発注とのことでした。

城川地区においても、発注はしていても着工ができていないような状態だと思います。早期の完成ができるようよろしくお願いをいたします。

続いて、三瓶地区についてお伺ひをいたします。

被災した朝立川、三島川護岸工事の進捗状況をお伺ひいたします。

○議長

片山三瓶支所長。

○片山三瓶支所長

被災した朝立川及び三島川護岸工事の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

両河川ともに愛媛県管理河川でございまして、朝立川の災害復旧工事は5件、各箇所の復旧延長は7メートルから32メートルで、全て工事発注済みであり、このうち2件が完成済みと聞いております。

また、蔵貫地区及び蔵貫浦地区にまたがる三島川の災害復旧工事は4件、各箇所の復旧延長は10メートルから65メートルで全て工事発注済みとのことであります。ともに5月末現在の状況で愛媛県から報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

護岸工事は県の管轄ではありますが、市からも

積極的に早期復旧を要望していただきたいと思えます。

地域別の復興状況について、各支所長が答弁をいただきました。各支所長においては、本庁と比べ職員数も少なくご苦労があらうかと思えますが、復興に向けてこれからも各支所の復興事業が計画どおり進行するようご配慮のほどよろしくお願いをいたします。

西予市内の復興計画の進捗状況を先ほど聞きました。これからの対策について伺います。

復興まちづくり計画の中では、計画期間は今年度から令和6年までの6年間とされています。インフラ整備や住宅再建、各公共施設整備を重点的に3年間の期間で行う短期計画、治山事業や河川改修を行う事業を6年間で実施する中長期計画と位置づけをされております。安心して暮らしていくためのインフラ整備、治山事業や河川改修工事について、私どもが期待するほど工事が進んでいないと感じております。

災害復旧工事が進まないことについての対策はあるのかを伺います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

災害復旧工事が期待するほど進まないことについての対策についてご質問でございましたけれども、まず、災害復旧関連の事業につきましては、緊急を要する工事など、既に200件を超える発注の実績というふうになってございます。これらの災害復旧工事を含めて地元建設業者の手持ち工事量が非常に増えているといったような現状でございます。その中で、市と県が一定の期間内に事業を実施していかなければならないため、お互いの連絡調整を図る場として、市と県の農林・土木担当課長等により西予市執行促進会議を定期的で開催いたしまして、発注側としての情報共有や課題の抽出、受注者の負担軽減の取り組みなど、必要な対策について協議を行っているところでございます。

また、市におきましても、これまで入札制度の特例措置といたしまして、災害復旧工事に係る指名競争入札の拡充であるとか、同一入札参加業者への下請制限の緩和、その他、主任技術者の専任要件や現場代理人の常駐義務等について、国・県

を参考といたしました緩和策を講じることとしておりまして、重ねて事業の担当課で構成をいたします庁内会議を随時開催いたしまして、その中で、建設業者の声を反映し、意見を取り入れながら着実な工事の発注に結びつけられるよう連携・調整の上で進めているところでございます。

その具体的な方策といたしまして、複数の比較的小さな工事を地域内で合冊して発注する取り組みに着手したところでございまして、さらには、県の復旧・復興JVを参考とした地元業者と市外業者との共同企業体による受注方式も検討事項の一つだと考えているところでございます。

多岐にわたります大変多くの災害復旧工事を円滑、速やかに発注していくため、今後とも関係機関や団体等との連携を図りながら、積極的に取り組みを進めていく必要があると思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

いろいろと対策は講じていただいているようでございます。関係機関、特に建設業協会と連携を図りながら復旧工事が円滑に進むようお願いしたいと思います。

2番目にあります、災害を受けた公共施設について伺います。

地区にある公民館、集会所は地域住民の拠点施設であります。住民が集う場所で、地域づくりにはなくてはならない施設であります。被害を受けた公民館、集会所等の公共施設の復旧は進んでいるのかを伺います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた公共施設の中で、地区公民館と集会所の復旧は進んでいるのかというようなご質問でございますけれども、まず、地区公民館につきましては、高川公民館、明間公民館、貝吹公民館の3館でございました。そのうち、城川町の高川公民館は復旧済みですが、浸水がありました宇和町の明間公民館につきましては、避難指示が継続中のため、床材の張りかえを見合わせているところでございます。現

在、同館は昨年の避難指示の発令後、明間地区体育館の倉庫を仮事務所として使用をいたしております。避難指示の解除に合わせて施設の修理を行い、公民館機能を戻したいと考えているところでございます。そして被害が最も大きかった野村町の貝吹公民館につきましても、被災を免れた隣接の旧大和田幼稚園の職員室を仮事務所として事務処理を行っておりますが、公民館機能の完全な移転復旧を目指して、本年度、幼稚園の改修について予算を計上しているところでございます。現在、設計業務を行っております、9月末には工事を発注、年度内に完成の予定でございます。

続きまして、集会所につきましても、野村の三島地区、新町地区、平治地区と宇和町の板ヶ谷地区の計4つの集会所が被災をいたしております。そのうち新町地区と平治地区につきましても、復旧を完了しているところでございます。板ヶ谷地区につきましてもは来月上旬には完成見込みということとなっております。特に大きな被害を受けました三島地区におきましても、今後の地域コミュニティのあり方を検討している段階でございます。集会所建設の具体的な方向性につきましてもはまだ固まっていない状況でございます。住民の方々にとりましても、自己再建が最優先課題でありますことから、集会所の復旧につきましても、三島地区住民の歩調に合わせた対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

高川公民館は復旧済みということで、貝吹公民館、現在、設計業務を行っており、9月末ごろに工事を発注して、年度内の完成予定ということでございました。明間公民館については、避難指示が出ており着工に至っていないということでした。集会所においても、被害の大きかった三島地区が進んでないようです。

公民館、集会所は、地域の憩いの場でもあり、地域づくりにはなくてはならない施設であります。住民の方の意見を尊重して1日も早く復旧をお願いいたします。

3番目、大きな被害を受けた商工業、農業施設、林業などあらゆる分野の産業・経済における

生業の支援体制はどのようにしているのか。当市においては、1次産業にかかわりを持つ方が多いです。農地・農業施設に大きな被害が出ており、復興に向けて、被災状況や営農状況に応じた対策が期待をされております。被災した農地・農業用施設に対してどのような支援を行っているのかをお聞きいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

平成30年7月豪雨により被災されました商工業（中小企業者等）の被災件数は150社程度と把握しており、被災した中小企業者の事業に係る施設や被災事業用資産の復旧に要する経費に対して、補助金を交付する各種補助制度の申請件数等は、令和元年5月末現在において、愛媛県グループ補助金の交付申請予定件数は101件、国の被災地域小規模事業者持続化補助金の交付申請件数は42件、市の復興補助金交付決定件数は45件で、中小企業者等のご努力や西予市商工会の絶大な支援により8割以上の中小企業者が事業を再開されております。

次に、農業施設等の被害につきましても、農地は435件、うち公共災132件、市単独補助303件、農業用施設は390件、うち公共災が160件、市単独補助が230件となっております。このうち公共災害の発注件数は62件、約20%が発注済みで、市単独補助では163件、約30%が完了をしています。

そのほか、農業の被害件数は219件、農業191件、畜産28件でございます。国・県の補助を活用し、復旧に要する経費に対し補助金を交付しております。

各補助制度の内訳は、被災した施設・機械等へ補助を行う被災農業者向け経営体育成支援事業では127件のうち83件、約65%が事業完了となっております。

また、機械レンタル・資材購入へ補助を行う豪雨被害営農継続緊急支援事業では27件全てが完了となっております。樹園地へ流入した土砂撤去作業へ補助を行う豪雨被害営農再開緊急支援事業では37件全てが完了となっております。畜産施設の改修等へ補助を行う豪雨被害畜産担い手緊急支援

事業では28件全てが完了となっております。

次に、林業への支援につきましては、森林整備に直結する林道及び作業道の復旧に重点を置いておりまして、被害件数は150件と把握しており、公共災害対象は60件に上り、現在、発注率63%となっております。

また、市単独災害復旧事業でも90件ございまして、復旧率39%となっております。森林被害の山腹崩壊及び溪流の土砂流出等につきましては、県営の治山事業により復旧を図っているところでございます。

このように、市内の産業・経済分野における7月豪雨災害への支援体制は整えております。

しかし、市内全域において被害が発生していることなど、各発注率を鑑みますと復興までにはまだ期間を要するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

答弁の中で、被災農業者向け経営体育成支援事業は事業完了となったとのことでしたが、この制度を利用した人の旧町別の割合がわかれば教えていただきたい。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

旧町別の割合でございますが、明浜町で64件、うち41件64.1%が事業完了をしております。宇和町では15件、12件80%が事業完了をしております。野村町で28件、うち16件の57.1%が事業完了をしております。城川町におきましては9件で、うち7件77.8%が事業完了をしております。三瓶町で4件、三瓶町では4件全てが事業完了をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

野村町では、洋ラン農家の方がトマト栽培を始められたと聞きました。シンビジウムは苗を仕入れて出荷までに約3年かかるために、早期の経営再建を図るために花栽培を縮小してトマトやイチゴをつくることにしたと聞きました。

被災された農家は、災害前の生活に戻すべく頑張っております。元の暮らしが取り戻せるよう支援体制を整備していただきたいと思っております。

続いて、事業再建の見直しと進捗状況の公表を市民にどのような方法で伝えていくのか。復興まちづくり計画の中では、「災害復旧事業等の進捗状況や工程計画等について、広く市民に情報発信を行うとともに、必要に応じて説明会の開催等に取り組みます」とされていますが、どのような方法で伝えるのか、例えば月に1回程度定期的に行うとか、広報紙で行うとか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

事業計画の見直しと進捗状況の公表を市民にどのような方法で伝えていくのかというご質問でございますけれども、現在、それぞれの担当課におきまして復旧・復興事業を進めておりますけれども、まだまだ多くの事業に関して取り組みが始まったばかりの状況でございます。

市といたしましては、計画どおりに事業が進められるよう、毎月開催をいたしております西予市復興対策本部会において進捗管理をすることで、遅滞なく事業を進めているところでございます。

しかしながら、何らかの理由で当初の計画からの見直しや変更、予定どおりには進まないケースも考えられますので、事業計画の見直しがあった場合や進捗状況に関して周知しておきたい内容につきましては、次のような手段でお知らせすることといたしております。

まず、事業に直接関係する市民に対して、事業を持つ担当課が必要な情報を適宜お知らせいたします。また、その事案が広く市民にお知らせしておきたい内容である場合につきましては、広報せいよの中の復興だよりのコーナーにおきまして周知することといたしております。

さらに、タイムリーに情報をお伝えする必要がある場合につきましては、復興かわら版を適宜発行いたしております。この復興かわら版につきましては、市内全域に回覧し、情報が欲しい方の目にとまるよう今後も発行していく考えでございます。

これらの情報につきましては市のホームページ

にも掲載をしているところがございます、定期的に更新もしているところがございます。

また、避難指示が継続中の石城と中間公民館につきましては、毎月発行しております公民館だよりによりその地域の復興状況をお知らせする枠を設けて、地区内に全戸配布しておるところでございます。

今後も多くの市民の目にとまるよう努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

答弁の中に、事業に直接関係する市民に対しては、事業を担当する課が情報を適時伝える。その情報を広く市民に知らせておきたい場合は広報せいの復興だよりに掲載。さらにタイムリーに伝えるときは、復興かわら版で伝えるとのことございました。

この判断基準っていうのはどなたが判断するのか。事業の担当課が判断するのか、もしくは復興支援課が判断するのか、判断基準が曖昧であれば知りたい情報が伝わらないのではないのでしょうか。再度お伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先ほど答弁させていただきましたとおり、この事業の進捗に関しましては、復興対策本部会で情報を共有しておりまして、進捗管理を行っているところでございます。

その判断につきましては、この復興対策本部会で判断するものではありませんけれども、随時対応しなければならない事案、こういった件に関しましては、事務局であります復興支援課で判断をいたしております。この判断につきましては、いろんな対象事業、影響の範囲がありますけれども、この影響範囲が小規模なものにつきましては、随時所管課で情報の提供を行うというようなことにいたしております。

先ほども申しましたとおり広報でありますとか、復興だより、復興かわら版、またホームページ等で公表しておるところでございますけれども、市民にとりましてはいろんな情報を早く知り

たいという気持ちもあろうかと思えます。いろいろな手段を講じまして、知りたい情報が多くの市民に伝わるよう今後も努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

住民にとっては、一番身近な被災箇所の復旧工事が始まらないと不安が募るばかりでございます。被災した人たちは、自分たちで身近な場所や工事の復旧を行っております。せっかく復旧しても近くの河川復旧工事が着手しない状態がありましたら、また、次の出水時には復旧したところが流されるのではないかと不安を感じております。そんな不安を解消できるのは情報の提供だと思えます。しっかりと情報を伝えていただきたい。

西予市全体でこれだけの大きな被害を受けておりますので、全ての復旧を同時進行というのにはできないのは十分わかっております。優先順位をつけて一つずつ着実に復旧していくこと、なぜ遅れているのか、いつごろ着手するのか、きめ細かく説明していただくことが重要だと思えます。広く市民に情報発信を行い、住民に不安を感じさせないような対応をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時56分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

次に、18番宇都宮明宏君。

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、質問を行いたいと思えます。

昨年の豪雨災害から1年がたとうとしています。被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。そして、1日も早い復旧・復興を願っているところでございます。

ここで地震に関して、近年をちょっと振り返ってみますと、阪神淡路、中越長野、そして、東日本大震災と地震が発生しておりまして、予知はほぼ不可能であるというのが現状だと思っております。そういう意味では、常日ごろからの防災や避

難に関する心構えが重要であると思いますので、まず、地震による津波の避難行動の注意点についてお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

津波からの避難行動の注意点についてのご質問がございました。

地震によります津波は、東日本大震災でも甚大な被害が発生をしているところでもございまして、今後30年以内に70から80%の確率で発生が予想されております南海トラフ巨大地震による津波により西予市も甚大な被害が想定されているところでもございます。

ご質問いただきました津波からの避難行動の注意点といたしましては、強い地震や長時間の揺れを感じたら、すぐに海辺や川から離れ、近くの高台など、より高い場所へ避難していただくことが最も大切であるというふうに思っております。

さらに、津波は繰り返しやってきて、第二波、第三波のほうが大きくなるということがございます。安全を確保した上で、注意報や警報が解除され安全が確保されるまでは、決して戻ることなく避難を継続していただきたいと思っております。

また、夜間の避難等に時間がかかり津波到達避難時間に間に合わない場合でも、決められた避難場所にこだわることなく、少しでも高い場所への避難を実施していただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

今答弁いただきましたように、津波は、第二波、第三波がくるが多々あるということでありまして、第一波では終わらないと考えておくべきだと思っております。そういう意味では、市民の皆様がこの第一波で終わらないということを広く認識をしていただいております。

次に、避難の行動への備えについてお聞きをしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

避難への備えについてのご質問がございました。

津波から避難するには、さきの質問でも述べさせていただきましたが、津波の発生が予想される場合、迅速により高い場所へ避難する必要があります。そのための備えといたしましては、避難する際に携行する非常持ち出し袋等の携行品の準備が大切であるということも言うまでもございませんが、さらには、ふだんのご自宅での防災対策や地域での避難経路の確認などを行っていただくことをお願いしたいというふうに思います。

また、夜間の避難、要配慮者の避難などあらゆる想定もとの避難の準備も必要と考えます。大きな津波が襲来する際には、強い地震の揺れの後が想定されますが、昼間の活動しやすい時間帯に発生するとも限りません。

まず、地震の揺れをしのげるか、家の耐震化、家具の固定等はどうか、ラジオなど情報収集手段は確保できているのか、そして、揺れに耐えて避難をする際に避難経路の安全性はどうかなど、平常時から確認をしていただく。また、地域自主防災組織が実施する避難訓練等にも積極的に参加することも大事であり、現在、啓発も行っておりますけれども今後もそういった啓発を行っていきたいと考えております。

今年度より宇和海沿岸地域で取り組んでおります津波災害からの事前復興の共同研究の取り組みの中で、津波避難計画の策定も行うことといたしております。今後も計画策定、訓練を通しまして、津波災害の被害軽減への取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

ここで、津波から次、土砂災害、水害への避難に対する注意点に質問を移らせていただきたいと思っておりますが、土砂災害、水害は地震でも発生しますが、やはり台風や豪雨などによって発生することが多いと考えておるところでございます。

先日も1時間で60ミリ以上の雨が降りまして、あの雨がもし、後2、3時間降っていたらどうなっていたんだろうと考えると、大変恐ろしい気も

するところでございますが、現在の日本の科学では、これを早くから予測することはほぼ不可能だということでございますので、この土砂災害、水害に対する避難行動に対しての注意点をお伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

土砂災害、水害からの避難行動の注意点でございますが、土砂災害や水害の被害は、昨年7月豪雨災害でも西予市に甚大な被害を引き起こしましたが、近年の地球温暖化による異常気象により全国的に多発しております。また、各地で甚大な被害を引き起こしているところがございます。

しかし、いつ発生するかわからない地震と違ひまして、台風や集中豪雨は天気予報等からある程度予測が可能であり、大雨の予報や大型の台風が接近している場合は、气象台や市の発表する情報等、情報収集に努めていただき、早めに避難していただくことが大切だろうと考えております。周囲の状況が危険となつてからの避難は大変危険でございます。避難に危険を感じた場合は、ご自宅や近くのより安全な建物の2階以上への垂直避難を実施していただくことも大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

避難に対しましては、情報を集めることの大切さ、そこら辺の答弁だったと思いますが、ただ、現状におきまして、雨の降り方等を考えてみた場合に、全体的な、例えば西予市全域的なのは雨雲レーダーでスマホとかインターネットで見れるんですけども、これを旧5町とかで考えてみますと、そこらまできちっと把握できないというのが現状だろうと思っております。これは西予市だけに限ったことではないと思いますが、ただ、ここで国・県の指導を待っているだけではちょっといけないと思いますので、そこらは例えば仮に大学であるとか、何らかの企業であるとか、そこらとの連携調査も進めていただいて、できる限り正確な情報の把握を努めていただき、市民の皆さんへの情報発信につなげていただきたいと思います。

るところでございます。

そして、土砂災害、水害の避難行動に対します備えについてお伺いをしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

土砂災害、水害からの避難への備えについてのご質問にお答えをいたします。

豪雨により土砂災害、水害から避難するには、先ほどのご質問でも述べさせていただきましたけれども、気象情報や行政機関が発表する避難情報を的確に入手し、早めにより安全な場所へ避難することが大切であります。

そのための備えといたしましては、津波からの避難と同様、避難する際に携行する非常持ち出し袋等の携行品の準備が大切であること、また、長靴等は水が入ると行動できなくなる可能性があるため、安全を確保できる履きなれた運動靴等の服装の確認であるとか、浸水した地域を歩くための杖等の準備品の確保など、ご自宅での防災対策の確認や地域での避難経路の確認などを平素から行っていたいただくことをお願いしたいと思います。

また、西予市の地形上、土砂災害や河川の氾濫等によりまして、道路の崩壊、落橋などにより交通手段が寸断され多くの孤立集落の発生が予想されます。昨年の豪雨災害のように災害規模が大きくなると公的な救助・支援がすぐには期待できません。そこで、孤立が想定される地域におきましては、隣近所や自主防災組織でふだんから対応を話し合い、水や食料などの備蓄物資、発電機・投光器等の資機材の整備、管理方法及び訓練を実施していただきたいと思います。

市といたしましても、自主防災組織活動補助金の活用を推進するとともに、訓練に対する支援等、積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上、津波、土砂災害、水害等に関して一般的な回答をさせていただきましたが、ただいま答弁をさせていただきました内容につきましては、平成29年5月に配布をいたしました西予市防災マップに防災に関する基礎的な知識として掲載をしております。

災害は、その状況でさまざまな様相を呈してまいります。先ほど答弁をいたしました津波避難計

画、野村ダム下流域で作成したタイムラインの市内他地域への拡大を図ってまいりたいとも考えているところでございます。

さらに、ふだんのご家庭、地域における防災啓発、自主防災組織の訓練等の支援など、地域防災力強化に向けての積極的な支援を担当課を中心として実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

準備の大切さ、用意するもの、そして、自主防災組織の活用など、そこら5月の防災マップで配付していただいているということでございますけれども、ただ残念なことに、ここらを本当にわかっていらっしゃる市民の方が現実的には少ないんだろうとっております。そこらは私ども議会側の責任もあるわけでございますけれども、そこらお互いに知恵を出し合って、市民の皆さんに幅広く認識していただくような取り組み、工夫をしていきたいと思っております。行政の役割としては、市民の皆様の財産と生命を守ることが大変大きな役割でございますので、私どももぜひ協力をさせていただきますので、市民の皆様の安全に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。次は、予防医療についてお伺いをいたします。

西予市も合併して15年がたちました。その当時、約4万7000人だった人口が、現在、約3万8000人となりまして、減少の一途をたどっておるところでございます。それに起因するようになりまして、医療費も年々増大をしているところでございます。そして、市の財政的負担も当然のごとく大きくなっている。

先般、国も予防医療の重要性を認識され、積極的に取り組んでいく姿勢を打ち出されたところでございまして、そこで、まず、西予市の一つの例としまして、国民健康保険の特別会計の決算額が合併直後と直近、平成29年度になるんですかね、金額がどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

宇都宮議員のご質問にお答えをいたします。

西予市国民健康保険特別会計事業勘定の平成16年度の歳出決算額は52億7236万9000円で、平成29年度の決算額は58億8954万7000円となっております。合併後14年間で6億1717万8000円の増加となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

約6億1700万円増えているようでございます。このままでいきますと、これは年々増えていくんだろうと思っておるところでございます。そこで、これまで以上に予防医療に取り組んでいかないといけないと思っておられるわけでございますけれども、先般からのさまざまな報道とか、本とかの出版物等を見ますと、健康を保つために、まず筋肉を強くすること、そして、血流をよくすること、この二つはかなり大きなポイントだということをいろいろ耳にするところでございます。

そこで、まず筋肉を強くする方法でございますが、これは、再度報道の話になりますが、筋肉は何歳になってもついていくという報道があります。実際私もいろいろ体使ってまして、現在ついてきたという自覚も多少ありますので、本当に効果があるんだろうと思っておるところでございますけれども、西予市としての筋肉をつけるための取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

筋肉の強化についてお答えをいたします。

近年健康に対する意識は、単に長生きをすることから、元気で生きがいのある生活をして長く生きるという健康寿命の延伸へと変化をしております。

西予市においても「第2次西予市健康づくり計画2025」の中で、健康寿命の延伸を目指しております。この計画の五つの基本方針の一つに社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上がございまして、

議員のご質問のとおり、この目標達成には筋肉

の強化が欠かせないところでございます。市民の皆さんも加齢とともに筋力の低下を実感されている方は多いと思います。西予市の平成30年度の介護認定を受けている人の中で、60.9%の方が筋骨格系疾患と呼ばれる膝・腰の病気や不自由さを抱えております。

また、要介護や寝たきりの原因の一つであるフレイル（虚弱）やロコモ（運動器症候群）は、加齢による身体機能の低下に加え、筋肉量の減少が大きな要因と言われております。

さらに筋力は、認知症や生活習慣病の発症・進行にも影響すると言われており、筋肉は私たちの健康寿命と深い関係にあることがわかっております。筋肉を増加する方法には、運動の面では、正しいフォームでリズミカルにスクワットなどの筋トレを行う。食事の面では、肉や魚、大豆製品など、たんぱく質を中心にバランスのとれた食事をとる。生活習慣の面では、ストレスをためず十分な睡眠をとり規則正しい生活をするなど一般的なと言われております。

西予市が取り組んでいる事業は、保健師を中心に、健康教室や健康相談、地域のいきいきサロン事業、介護予防運動教室等があり、筋肉の強化のさまざまなメリットを伝え、健康運動指導士や理学療法士、作業療法士の派遣指導により、正しく効果的な運動の実践につなげております。

また、介護保険における地域支援事業では、介護予防のため、地域の運動リーダーの養成に努め、各地区の公民館等に出向き、年間14回コースの運動教室を開催しております。これは自分たちが学ぶだけでなく、自分が学んだ知識技術を地域に広げるという取り組みでございます。

なお、運動教室では、「元気だ！せいよ体操」を取り入れており、介護予防にも効果的であるということで、市内の介護予防事業所やデイサービス等でも活用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

次に、血流をよくすると体のあらゆる面ですごい効果があるとか、そういうことをよく聞いておるところでございます。そこら血流をよくする運

動、例えば体の柔軟体操とかいろいろあるんだろうと思うんですけども、今、市としていろいろ指導されていること、そこら辺をお聞きしておきたいと思っております。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

血流をよくする取り組みについてお答えをいたします。

まず、血液の働きでございますが、皆様ご存じのとおり、血液には全身に酸素や栄養を運搬する役割のほか、二酸化炭素や老廃物を運び出す役割もでございます。そのため体内の血流が悪いまま放置していると、中性脂肪の増加や悪玉コレステロールの増加、動脈硬化、心筋梗塞、脳梗塞などの症状を引き起こす可能性が高くなります。心筋梗塞や脳梗塞は血管内の血液に塊ができ、血流がストップしてしまう血栓症を引き起こすものでございます。この血栓症を誘発するのが、血液ドロドロ状態とよく表現されております。

現在、日本人の死因1位はがんで28.5%ですが、次いで2位は心筋梗塞などの心疾患で15.1%、3位は肺炎で9.1%、4位は脳梗塞など脳血管疾患で8.4%です。つまり、日本人の4人に1人程度は血管が血栓で詰まる事によって死亡していることとなります。西予市でも、脳梗塞は特に男性において全国平均より高い状況にあります。

「第2次西予市健康づくり計画2025」の中でも、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底をあげており、その取り組みは血流に注目した内容でございます。脳の血流がよくなると脳の活性化にもつながり、介護原因の大きな要因となっております。認知症対策にもつながっていくと考えております。

特定健康診査後の健康相談や健康教室などの機会には、規則正しい生活を送る、良質な睡眠をとる、ストレスをためない、体を冷やさないなどの生活習慣へのアドバイスに加え、適度な運動習慣を勧めております。

また、血液状態の改善には食事が重要とされますが、栄養バランスのとれた食事はもとより、一つの食材にこだわらずバランスのよい食生活が大切です。

平成28年3月に策定しました「第2次西予市食育推進計画」においても、重点目標に、生活習慣病予防に取り組もうをあげて、地産地消の推進や地域の食育のリーダーである食生活改善推進員の協力を得て、学校や公民館、地区組織など多くの機関と連携しながら食生活を見直す取り組みを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

さまざまな取り組みをされているようで心強い限りではございますけれども、ただ、今までの医療で治すというような方向から、予防医療という時代が変わってきまして、そういうことを考えていきますと、この行政としての取り組む役割は年々重要性を増しているんだろうと思っております。

そこで、担当課におかれましては、頑張ってくださいと、エールを送って次の質問にいきたいと思います。

次に、歯みがきについてでございます。重要性は昔から言われ続けていることございまして、丈夫な歯を維持するために最も大切なことは歯みがきだと思っております。

まず、その歯みがきの大切さを再認識するために歯みがきの大切さについてお伺いをしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

歯みがきの大切さについてお答えをいたします。

虫歯及び歯周病に代表される歯科疾患は、その発病、進行により歯の喪失につながるため、食生活や社会生活等に支障を来し、ひいては、全身の健康に影響を及ぼすとされています。

また、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物をそしゃくするという点だけではなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎になるものとして、本市においても積極的に取り組んでおります。

先ほどから出ております「第2次西予市健康づくり計画2025」においても、歯の健康に関する生

活習慣及び社会環境の改善をあげており、妊娠期から高齢期までのライフステージごとに、対象者の特徴や生活実態、ニーズを把握し、その時期に必要な生活改善を重点的に働きかけることをしております。

市では、昨年度から健康づくり推進課に常勤歯科衛生士1名を置き、市内の在宅歯科衛生士と連携しながら、市民のライフステージに合わせた健康教育や歯科保健の知識の普及啓発に取り組んでおります。

また、妊婦歯科検診や乳幼児歯科検診での検診に加え、乳児期でのブラッシング指導や歯科教室、小学校や保育所と連携した歯科教室を開催しております。介護予防の取り組みでも歯の大切さは認識されつつあり、地域のいきいきサロンでの歯科衛生士による教室や糖尿病予防教室の一コマでの歯科指導を通じて、各年代に普及活動しております。

昨年度から東宇和、西宇和歯科医師会の協力を得て、40歳・50歳・60歳・70歳の節目の年に無料で検診を受けられる取り組みを始めました。昨年度の本市の受診率は11.3%で、平成27年度の全国受診率4.3%と比べても、初年度としてはよい結果でしたが、さらに受診率が上がるよう、今後とも広報等で周知していきたいと思っております。

現在、愛媛県と愛媛県歯科医師会の主催する令和元年度元気歯つらつコンクールの対象候補者を市で募集しております。これは満80歳以上の方で、ご自身の歯が20本以上あり、表彰式に参加できる健康状態である方を対象としております。

今後もこれらの運動にかかわりながら、市の歯科保健活動に積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

次に、歯みがきの方法について、一つ私も勉強してきましたので、当然市としてもこの方法は取り組まれているようでありまして、バス法というのがあります、歯みがきの仕方です。

ちょっとここで、私の手と、これが歯ブラシとしてご説明しますとケーブルから見えますかね。これが歯だとして、ここが歯茎だとして、この歯ブラシを45度の角度で歯と歯茎に当たるよう

にブラッシングを行う、それによって歯周ポケットのみがきも行き届いて、かなり健康的にもよろしいということだそうでございます。

このバス法について、私も知り合いの方に何人か話をお伺いしてみますと、ほとんどの方が知らないということでございますので、ここらぞひちよっとでもいいものはもっともっと周知、宣伝をしていただきたいなと思っておりますので、その周知の仕方についての取り組みをお伺いしたいと思えます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

宇都宮議員のご質問のバス法については、歯周疾患に効果的な歯みがきの方法の一つであると聞き及んでおります。

先ほど申しましたように、市の事業においては、歯科検診や各年代のさまざまな健康教室等を通じまして、効果的なブラッシングについて実技指導を行っておりますが、定期的な歯科検診受診者は少ない現状でございます。

まずは、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯のチェックを行い、そして専門的なブラッシング指導を受ける、こういった市民が増える活動に取り組んでまいります。

ご質問のバス法の周知については、有効なブラッシングの一つとして他の方法ともあわせて、年齢や疾患の状態を見きわめながら最適な指導ができるよう努めてまいります。

先般、東宇和歯科医師会の協力を得て、6月4日から10日までの歯と口の健康週間にちなみ、西予ケーブルテレビのきらりニュースを通じて、フッ素塗布、ブラッシングの大切さ、かかりつけ歯科医を持つことを伝えたとろでございます。

11月8日はいい歯の日です。今後もこのような機会をとらえて、歯と口の健康を保つことの重要性を普及啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮明宏君。

○18番宇都宮明宏君

この周知の方法につきましてですが、ケーブルテレビで、ぜひいろいろ放送をしていただきたいなと思っていたところでございますけれども、今の

答弁でケーブルテレビの予定があるということで一安心をしたわけでございますけれども、やはり皆様にきちっと伝えるとなると、1回とか2回とかでなくて何回も回数を重ねて放送をしていただいて、当然広報等も使われるわけでございますけれども、少しでも多くの方がこの方法を取り入れていただいて、ちょっとでも健康に向かって前に進んでいただいたらなと思っているところでございます。

今回、防災と予防医療について質問をさせていただきましたが、これからは国や県の指導を待つのではなくて、特に、これらの予防医療や防災の面に関しましては、各地方自治体がみずから動くような、そういう時代になってきているのではないかなと思っております。

今後も調査研究や市民の皆様への情報発信を積極的に行っていただくことを求めまして、質問を終わらせていただきます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時48分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、14番中村敬治君。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

皆さんこんにちは。

ただいまから第2回定例会ですので一般質問をさせていただきます。私、会派ころごしの中村敬治です。

最初に、西予市の防災対策についてお尋ねいたします。豪雨災害からの復旧・復興についてであります。

昨年7月の豪雨災害では西予市が過去において経験したことがないような甚大な災害が発生しました。ほぼ1年が経過しておりますが、被災された市民の皆さんが住みなれた以前の生活を取り戻すにはまだまだ時間が必要です。また、被災者に寄り添った息の長い支援が求められていると思っております。

そこで、平成30年7月の豪雨災害発生からの復旧・復興についてお伺いします。

7月豪雨災害からほぼ1年が経過した現時点での被害の全容についてどのように把握されているのかお答えください。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員からの平成30年7月豪雨の被害の全容につきましてのご質問に回答をさせていただきます。

7月豪雨の被害につきましては、西予市全域の広範囲で起きておりまして、多くの家屋、個人の財産である農地や林地、会社の資産であります施設、地域の集会所や市が管理をいたします公共施設等とあらゆるものに被害が及んでおります。

午前中の佐藤恒夫議員の質問に対し、各支所長が答弁した内容と重複する部分もありますけれども、初めに被害状況の全容につきまして、5月末時点の状況につきましてお答えをいたします。

まず、建物に関する被害状況につきましては、住家、非住家を含めまして、全壊が303件、大規模半壊が152件、半壊が394件、一部損壊が530件、合計で1,379件のり災証明書を交付しているところでございます。

次に、各分野における被害状況でございますが、5月末におけます西予市全体で、市道が91件、河川が24件、林道60件、農地132件、ため池12件、頭首工26件、水路49件、農道43件、モノレール25件、揚水機5件、あわせまして467件の西予市が事業実施主体となります公共被害がありました。これには国・県主体の事業は含まれておりません。

また、愛媛県中小企業等グループ補助金と国及び市の補助金受付総数が181件とそのほかの維持工事や光伝送路等を含めると、合計で1,357件の被害状況となっており、概算の被害総額でございますけれども63億4635万7000円となっております。

公共施設に関しましては、野村町を中心に多くの建物が被害に遭いました。乙亥会館、野村保育所、野村体育館、貝吹公民館、大和田体育館、野村老人憩の家や建設中でありましたせいよ東学校給食センターなどでございます。

また、その他の地域におきましても、学校教育施設やスポーツ・レクリエーション施設など、市内全体で43施設が被害に遭い、概算の被害総額は36億5531万2000円となっております。

以上が7月豪雨災害におけます被害の全容でござ

います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁に出ましたせいよ東学校給食センターについては、午前中の宇都宮俊文議員の一般質問に入ります前のお礼の挨拶に対し市長から説明がありましたが、野村、城川地区の市民の方々に対しまして、もう少し詳しく復旧予算の手当てに難渋されたと聞いておりますので、そのあたりのご苦勞と今後の整備方針等があればお示しただけたらと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今ほどありましたように、本日の一般質問で冒頭宇都宮俊文議員から報告がありましたし、市長からもあったところでございますけれども、この施設につきましては、完成間近にして被災をしまして、公立学校施設の災害復旧事業の対象事業としていただくよう被災後から国へ要望していたところでございます。

しかしながら、国は完成していない施設につきましては、災害復旧事業の適用はできないというスタンスでありまして、災害復旧事業の対象とすることは制度的に限界ということで調整が非常に難航していたところでございます。

このような厳しい状況の中、先ほど言いましたように、宇都宮議員からありましたように、兵頭県議や西予市議会、県選出国會議員、加戸前知事等にご尽力をいただきまして、また、中村知事からは、オール愛媛体制をもって全力で対応すると、知事を先頭に力強い後押しをいただきました。

そのような中で、制度の枠内で最大限の災害復旧費見合いの対応ができる対策を検討いただき、補助率2分の1での交付金で見ていただき、また、この補助裏につきましても、起債であるとか、交付税措置で最大限の救済をしていただけたということになりまして、西予市にとりましては、財政負担を最小限に抑えることができる見込みとなったものでございます。ご尽力いただきました皆様方には感謝を申し上げます。

それから、せいよ東学校給食センターの今後のスケジュールでございますけれども、センターの建設位置につきましては既にご案内のとおり野村中学校グラウンドの一部に移転をいたしまして建設することとして、現在事業を進めているところでございます。先般地質調査を行ったところでございます。

今後でありますけれども、7月中旬までに建築の実設計計を行いまして、10月ごろ建築工事に着手し、令和元年7月に竣工、その後、調理員の研修や各学校の配膳室改修を実施いたしまして、令和2年9月の供用開始を目指すスケジュールとなっております。

これにより、これまでと変わらず安心・安全でおいしい給食を提供できる見込みであると思っております。

再度になりますけれども、この再建に向けご支援いただきました皆様方に深く感謝を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

次に、本年度を復興元年と位置づけ、復興まちづくり計画を策定し、本年度約65億円を投入して本格的な災害復旧・復興に取り組まれておりますが、復旧・復興の進捗状況とそこで見えてきた課題や今後どう取り組むのか、見通しも含めてお答えいただきたいと思っております。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

復旧・復興に関する進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

多くの復旧・復興事業に関しましては、まだまだ始まったばかりでございますけれども、現時点でお示しできる部分についての回答とさせていただきます。

まず初めに、先ほどご説明をしました家屋の被害に伴います解体の状況でございますけれども、半壊以上を対象に解体の申請が144件ございましたけれども、5月末時点で94件の解体が完了となっております。また、被災住宅の応急修理に関

しましては173件の申請があり、157件が完了という状況でございます。

市道、河川、林道、農地、農業用施設に係る467件のうち、発注済みまたは、発注見込み事業が108件という状況でございます。

なお、維持工事や光伝送路等につきましては、随時発注しているところでございます。

公共施設の復旧状況は、43件の施設被害に対して、復旧工事が完了した施設が24件、応急工事等により運用している施設が5件、除却及びその検討を行っている施設が9件、復旧工事中または工事を予定している施設が5件となっております。これから復旧する施設につきましては、国の財政措置が必須であり、関係省庁と協議を進め、ほぼ想定しておりました財源を確保できる見通しで、随時改修工事を進めていく予定であります。

一方で、野村体育館や老人憩の家につきましては、老朽化という理由もあり、公共施設の機能集約などを図り、廃止する方向で調整を進めることといたしております。

また、応急仮設住宅が2年間の期限がある中で、被災者の住宅再建支援について、アンケート調査を2回と被災者とのヒアリングを行いまして、災害公営住宅と借地等に取り組んでいるところでございます。

計画では野村町内の2カ所で進めております。1カ所は野村消防署裏に2階建て集合型公営住宅24戸と分譲地・定期借地の17区画を予定しております。もう1カ所は太田団地を取り壊し、木造戸建て災害公営住宅を17戸建設予定でございます。災害公営住宅につきましては、翌年の8月完成を目指して準備を進めている状況でございます。

以上が復旧・復興の進捗状況になりますけれども、午前中の佐藤恒夫議員の質問にお答えをいたしましたとおり、復旧・復興の課題につきましては、緊急を要する復旧工事など既に200件を超える発注実績となっております。地元建設業者の手持ち工事量が非常に増えている現状がございます。

今後におきましても、関係機関や団体との連携を図りながら、速やかに発注を行い、事業の遅れが発生しないよう努めるとともに、復旧・復興状況を市民の皆様にはわかりやすくお伝えするよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、岩木地区、明間地区の避難指示発令解除についてお尋ねいたします。

岩木地区では31世帯78人、明間地区の岡山、中組、四道の地区で合わせて71世帯158人、岩木と明間合わせますと102世帯、合計236人の方が住んでおられます。新たに災害時5段階警戒レベルが先月29日から導入されましたが、大雨警報の発令で高齢者等は全員避難、さらに、土砂災害警報の発令で地区全員の避難が求められています。この状況は昨年から続いております。地区の方々は1日も早い避難発令解除を待っておられます。今月から10月までの5カ月間は出水期となっております。

各地区の復興座談会では、市長から来年3月末には解除できるようにしたいとの発言がございました。現時点での見通しと解除の判断や手続はどうされるのかお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

お答えをいたします。

ご質問にあります岩木地区及び明間の四道地区、中組地区、岡山地区におきましては、今後の大雨等により土砂災害による二次的災害発生の可能性が依然として高いということから避難指示を継続しているところでございます。

さきの一般質問で産業部長が答弁したとおり、現在、愛媛県による災害関連緊急治山事業によりまして、復旧事業を進めているところではございますが、現在発注されております対策工事が完了し、安全が確認された後、令和元年度末をめどに避難指示を解除することといたしております。

またこの解除の判断でございますけれども、被災以降から国土交通省TEC-FORCEの技術的な助言を継続して受けているところでございまして、この解除の判断につきましても、現地等の確認を依頼し助言を求め、その回答を参考に災害対策本部会議において最終的な判断を下したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

出水期に入りました今、発注している工事を早期完成したいということはもちろんのことですが、全体計画も別途ございまして、そういう全体が早期完成し、地域の安全度がさらなる向上を目指していただきたいということが当然、地域の方の願いだろうと思います。そういうことで、またしっかりと取り組んでいただきたいというのが私の気持ちです。

次に、自主防災組織についてであります。これは地域の方が自主的に連携して防災活動を行う任意団体でございます。市内全域で68組織あり、組織率は100%であると聞いております。

平成25年12月26日発表の愛媛県地震津波被害想定調査結果最終報告において、西予市では南海トラフ地震による建物倒壊被害想定で、自力脱出困難者数は1,138人に上っております。阪神淡路大震災では、建物による下敷き、閉じ込められ数は16万4000人、この内自力脱出された方が約80%、共助が16.5%、公助が4.8%となっております。地域の人による救出、つまり共助で16.5%の2万7000人もの救助がなされたわけでございます。共助の重要性が証明されたところではないかと思っております。

本年1月には会派ころざしの議員6名で、地震被害の大きかった熊本県益城町の平田地区を視察したところでございます。現地で区長からは、地区内から家屋倒壊で死者が5名出たが救助できなかったと。しかし、近隣の自主防災活動の活発な地区では、屋根に穴をあけて全員救出したと説明がありました。その後、平田地区も自主防災活動に真剣に取り組んでいるとのこと。ここでも自主防災活動の重要性が示されております。

そこで、昨年の豪雨災害で被災した野村地区での自主防災組織の活動実態はどうであったのかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

野村の被災地区での自主防災組織の対応の実態とご質問でございますけれども、今回の災害では急激な水位上昇によります河川の氾濫が発生し

た状況でございまして、明け方の豪雨の中の避難ということもあり、災害発生当初の自主防災組織によります組織だったの活動は困難であったと拝察されます。

しかし、災害発生後に地域集会所等へ避難された方への炊き出し等の支援など、共助として被災者支援を行っていただいた組織もございまして。そのような中、ふだんから訓練を積み重ね組織化された消防団の声掛けが避難に大変効果があったと考えております。どちらも地域防災の核となる組織ではありませんけれども、地域住民が核となる自主防災組織におきましては、十分な訓練ができていない状況もありますので、避難誘導に当たる構成員の安全も十分配慮する必要があります、そのためには、平常時の訓練等の取り組みが重要でありますので、それらも含めた組織強化を行う必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

発災時の対応はまだまだ十分でなかったという答弁でございましたが、発災後の炊き出し等で自主防災組織が活躍されたということをお聞きしまして、大変安心したところでございます。今後はしっかりとまた活躍していただきたいと願っているところでございます。

次に、自主防災組織は災害対策基本法第5条第2項で市長がその充実に努めると規定されております。その目的は、災害発生時の初期活動の対応にあると考えております。非常時に有効に機能するためには市や消防署、消防団と平常時、災害時の連携が重要だと考えておりますが、どのように取り組んでおられるか伺いたしたいと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

中村議員の自主防災組織と消防団、それから消防署の連携についてのご質問にお答えをいたします。

まず、災害が発生したときの消防団や消防署など消防機関の現場活動というのは、人命救助を優先、第一と考えた消火・救助・警戒等が主な活動ということになります。このような中で、昨年7

月の豪雨災害では、野村ダムの異常洪水時防災操作に伴う避難指示の発令を受けて、消防団と消防署、そして、警察署が連携をして人命救助を第一とした避難誘導活動を行ったところでございます。

一方、地区住民の方々も消防団に協力をして、近隣に対する声かけや避難所への誘導をされた方もいたというふうに報告を受けているところでございます。これは野村地区のそれぞれの自主防災組織が、隣近所助け合いながら自分たちの命を自分たちで守るという理念に基づいて取り組まれたことが、このような活動に結びついたのでないかというふうに考えております。

今後、南海トラフ巨大地震のような大規模な災害が広域的に発生した場合には、さらに進んだ自発的な活動が望まれます。そのためには、消防団、消防署、そして危機管理課が共同して、自主防災組織などの防災訓練や研修活動に積極的に参加、指導することが必要であります。合わせて防災士などの地域の防災リーダーの養成を図ることによって、自発的活動を促し、より一層連携を深めて、地域の防災力を高めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

次に、地区防災計画作成と災害対応訓練等についてでございますが、それぞれの自主防災組織において地域の实情に合った地区防災計画の策定状況とそれに基づいた防災訓練などの実施状況はどのようになっているのか伺いたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

地区防災計画作成と災害対応訓練等についてのご質問にお答えをいたします。

地域防災のかなめとなります自主防災組織において、それぞれの地域特性に応じた地区防災計画の策定を推進していくことは、大変重要であると認識をいたしております。特に広大な地域で多様な災害が発生する恐れのある本市におきましては、地域特性に応じた計画を立て、訓練を実施し

ていくことが重要であると考えております。

しかし、現在策定に至っていない状況でございます。策定を推進していく上では、地域での防災意識の高揚を図り、地域の皆様が知恵を出し合っ
てつくり上げていくことが重要であります。

現在、地域づくり交付金を活用して、地域での防災活動を行う組織も増えてまいりました。ふだんの活動の活性化を図る中で、計画策定を促し、作成した計画により訓練を実施、振り返りを通して計画の見直しを不断に行う。この繰り返し
が、大災害発生時に効果を発揮するより実効性のある計画と考え、大学等の機関の協力も得ながら、地区防災計画策定に向けて進めていきたいと考えて
おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁にありましたように、今後大学等の助言を得ながら地区防災計画を作成していき
たいということでございますが、実際に今後大学等の助言という発言はあったんですけれども、具体的に
どういうように作成されていくのか。そういう計画があるのであればわかる範囲でご説明願
ったらと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

この計画につきましては、例年開催をしております自主防災組織連絡会、こういった場を活用し
て有識者によります地区防災計画の必要性等の講演でありますとか、昨年の災害で、地区防災計画
が有効に機能した大洲市の三善地区などの優良事例の紹介を実施するとともに、防災士の皆様方
にも積極的にかかわっていただきながら、策定を進めてまいりたいと思っております。

先ほど言いましたように、当市は本当に広大な面積を要しまして、こんな広大なエリアの中で、
想定される災害も多様でありますので、今後はさらに、日ごろから地域の状況等を知っておられる
地域住民からの災害情報を活用できるような体制の整備も必要かなというふうに思っております。
いずれにしてもそれぞれの地域に見合った計画が策定できるよう、当市としても支援をしてま

いりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、自主防災組織が災害発生時に有効に機能するためには、組織の確立に必要な人材や資機材
が必要になってまいります。これらの活動活性化のための支援策はどうなっているのかお尋ねいた
します。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

組織活動の活性化の支援策についてのご質問で
ございますけれども、当市におけます自主防災組織の活動につきましては、地域によって自然条件
や想定される災害、活動状況、市民意識等がさまざまであり、その活動に温度差を感じているところ
でございます。このため、自主防災組織連絡会におきまして、先進的な取り組みの紹介や意見交
換、自主防災組織活動育成補助金による活動支援、愛媛県の事業による地域防災リーダーとなる
防災士の養成など、その活性化に取り組んでまい
りました。

今年度は、愛媛県において地域の防災士等を中心
に積極的な取り組みや他組織との広域連携を行う自主防災組織を財政的に支援する自主防災組織
活性化支援事業も創設されると伺っているところ
でございます。

昨年の豪雨災害の教訓、また、将来発生が予想
される南海トラフ巨大地震への備えのために、一
層の組織活性化に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁の中で、今年度から愛媛県にお
いて自主防災組織支援事業がスタートするという
ような話でございましたが、その中身、概要をわ
かる範囲で結構ですから簡単にご説明いただけ
たらと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの県の支援事業の概要でございますけれども、令和元年度から県が単独で地域防災力向上のために実施する事業であります。新年度に入りまして要綱の策定が遅れているということでありましたけれども、6月中にはその要綱の策定が完了して通知をいただけるというふうに向っているとございます。

その概要でございますけれども、地域の防災士を中心に積極的な取り組みや他組織との広域連携を行う自主防災組織への支援。補助内容でございますけれども、自主防災組織の活動に際し、専門家を招聘する経費への支援、自主防災組織の防災活動訓練等に必要な資機材等に係る経費への支援等となっております。この補助額でございますけれども、自主防災組織へ支援を行う市町に対して、対象経費の2分の1を補助するという事業でございます。上限が30万円ということになっております。この通知を受けましたら、直ちに支援を行う自主防災組織を決定いたしまして、交付申請を行う予定といたしております。市といたしましても、先ほど申しましたように、地域防災力強化のため、大変心強い財政支援と受けとめておりますので、積極的に活用して自主防災組織の強化、活性化につなげたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、防災マップの避難所についてでございますが、市役所の裏の肱川は一見しますと河川改修が完了しているように見えますが、実態は暫定改修のままで一般的な改修に必要な河川断面は、上流にあります松葉学園や児童館前の川幅が標準でございます。したがって、現況の河川断面は大目に見ても計画断面の70%ほどしかありません。市街地の真ん中を環流している河川としては安全率が低いと言わざるを得ません。昨年7月7日午前6時には、ひまわり団地の丸田橋では橋脚の天端まで水位が上昇しており、けた下の余裕高もない満流状態でした。このようないつ氾濫してもおかしくない肱川と西予市が2017年3月に各戸に配布した防災マップの避難所が豪雨出水時に対応できているのかお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

中村議員ご指摘のとおり、当市が発行しております総合防災マップの指定避難所の標記におきましては、地震、津波、土砂災害、洪水等、災害種別ごとに適した標記ができていないのが現状でございます。

この対応といたしまして、避難情報発表の際には、開設しております避難所名をお伝えすることといたしておりますし、平常時において、出前講座等の際に、災害に応じた避難所の選定についての啓発等を行ってまいりました。

しかし、実際の避難を伴う際には、混乱した状況の中、的確な判断ができない可能性も考えられますので、今後は、実際の避難所への災害種別での適否を記載した標識の設置、総合防災マップ更新の際には、よりわかりやすい標記に努めるなど、より理解しやすい避難所の標記等にも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁の中で、次の総合防災マップの更新には改定したいと言われましたけれども、改定がいつごろになるのか、おおよその予定をお知らせいただけたらと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

現在、愛媛県が進めております土石流、地すべり、崖崩れが発生する恐れのある土砂災害危険箇所の基礎調査が平成30年度に完了いたしております。今後、この調査結果を受けて新たに指定をされます土砂災害警戒区域等の箇所を追加掲載する必要があります。現在その作業を進めているところでございまして、令和2年度に防災マップを更新するという事で現在計画をいたしております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

このように異常気象が日常的に発生するような事態になってきております。地震災害も含めまして、自分の地域は大丈夫と思わず、いつどこで何が起きてもおかしくないという危機意識を持たなければならないという状況になってきております。認識を新たにしなければならないと思っております。被災されました方々にはまだまだ時間がかかりますが、1日も早い復旧・復興を心からお祈りを申し上げます。

次は、環境行政についてであります。まちづくりと行政についてお尋ねいたします。

市民が日々生活をしている身近な生活環境、その外側にあります自然環境など環境行政に係る事務をとっている市の組織はどうなっているか教えていただきたいと思っております。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

環境法に係る市の組織についてお答えをいたします。

環境法は、生活環境、自然環境の保護に関連する法であり、さまざまな法律等が存在しています。その中でも、日本の環境政策の根幹を定めるものが環境基本法であり、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれの責務のもとで環境保全に努めることを目的としております。

議員お尋ねの西予市の環境保全を推進する組織としては、生活福祉部環境衛生課が担当しております。

具体的に申しますと、一般家庭のごみ処理、し尿処理などに関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律や容器包装プラの分別やリサイクルに関する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、循環型社会の推進に関する循環型社会形成推進基本法、そのほかに、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、地球温暖化対策の推進に関することなど、多岐にわたり対応を行っております。

また、汚水処理に関することは上下水道課と鳥獣害に関することは、農業水産課や林業課と、景観法や都市計画法に関することは建設課と連携するといったように、それぞれの環境問題に対して、必要に応じて関係課と連携を図りながら対応も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

次に、一般に市の環境行政に求められる視点についてはさまざまなものがありますが、長期的な時間軸の中で、持続可能な開発や資源の循環に配慮して目標設定や具体的取り組みを進める必要があるわけですが、西予市の環境行政での重要な視点はどういうところに持っておられるのかお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

市の環境行政の重要な視点についてお答えをさせていただきます。

大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めました。その一方で、自然の生態系を破壊し、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋プラスチック問題など地球規模の環境問題を引き起こし、昨年度の豪雨災害を初めとした異常気象による大規模災害が日本各地で発生している状況でございます。

西予市は海から山までの豊かな自然環境に恵まれており、幸い公害等の大きな環境問題は発生しておりませんが、不法投棄やPM2.5対策を初め、近年では、国の自然エネルギー推進に伴い、太陽光及び風力発電施設の建設にて、自然景観等への影響などが危惧されているところでございます。

健全で恵み豊かな環境のもと、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の住民の権利であり、この豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいく循環型社会の形成が市の環境行政の重要な視点と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁の最後に、循環型社会の形成という答弁がございましたが、このことについてお尋ねしたかったのですけれども、時間も残り少な

くなってきましたのでちょっと省略をさせていただきます。次に、狩江地区の重要文化的景観選定と大和グループの風力発電事業との調整経過についてお尋ねいたします。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

中村議員のご質問にお答えをいたします。

ことし2月、西予市明浜町狩浜地区全体と宇和海の一部が、「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」という名称で、国の重要文化的景観に選定をされました。

ご質問の文化的景観選定に至るまでの大和エネルギー株式会社による風力発電事業との調整についてでありますけれども、同社が示しました当初の計画では、発電に使用する風車が狩浜地区から見える位置に設置されることとなっております。狩浜地区の住民団体から、風車の設置が景観を損なう、あるいは健康被害などに対する懸念があるとして、平成26年7月1日に大和エネルギーと市に対して、事業に反対する意見書が提出されたほか、風力発電を考える会が結成をされまして、署名活動が行われるなどの運動が行われました。こうした状況のもと、狩浜における文化的景観の取り組みは、翌27年度からスタートしたところであります。

風力発電事業に対しては、西予市文化的景観調査委員会の上杉和央委員長による現地確認の結果、風車のプロペラが視点場からの眺望を阻害すること、重要文化的景観の選定の障害となり得る旨のご指摘がありました。

こうした住民の意見や専門家の指摘を受けまして、事業者であります大和エネルギーと協議を重ねるとともに、市から同社に対して計画の見直しを申し入れたところ、同社には趣旨をご理解いただきまして、事業計画を見直していただいたという次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの答弁を聞いておりますと、狩浜地区から景観悪化を懸念して反対の意見書が出された。それをきっかけにして、市が積極的に動か

れ、学識経験者を中心とした調査委員会を立ち上げられたと。その調査報告の結果を踏まえて、大和エネルギーと協議し、軟着陸したというか、双方めでたし解決したということで、大和エネルギーにとっては、時間と経費がかかったんじゃないかと推察されるわけですが、やはりこういう本気で市が企業側と時間をかけて折衝していただければ、市民との紛争解決にはよい解決事例であったのではないかと考えております。

次に、現在進行中の東京の電源開発が計画しております仮称ですが四国最大級の西予梶原風力発電事業の概要についてお尋ねいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの仮称でございますが、西予梶原風力発電事業の概要についてお答えをさせていただきます。

本事業は、国の政策、愛媛県や高知県の取り組みにも即する形で、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元自治体の活性化に寄与することを目的としており、主たる事務所が東京都中央区にございます電源開発株式会社が、愛媛県西予市及び高知県高岡郡梶原町において、単基出力4,300キロワットアワーを38基、最大で総出力16万3400キロワットアワー程度の風力発電所を設置するものであります。

本事業は、再生可能エネルギーの導入、普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点から望ましいものではありませんが、一方、事業実施想定区域の周辺には複数の住居が存在していることから、騒音や風車の影響による生活環境への重大な影響が懸念されることから、今後、環境影響評価法に基づき、（仮称）西予梶原風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧と事業者主催の説明会を予定しております。

また、対象事業実施区域にあります高知県梶原町長と西予市長との意見交換も予定しているところでございます。

本事業計画のさらなる検討に当たっては、地域住民のご理解が必要不可欠であり、懸念材料の措置を適切に講じた上で、地域住民及び関係自治体

等の意見を踏まえ、本事業計画が遂行されるものと理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

政府は昨年エネルギー白書でも、再生可能エネルギーを主力電源に位置づけておられて、これは時代の流れではないかと思っております。しかしまだ、再生可能エネルギーの実現は道半ばだと指摘されてもおります。

この梶原発電につきまして、今後法的手続の中で、西予市がこの事業に直接関与できる場面があるのか、その具体的な内容があれば説明願います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

今回の風力発電事業につきましては、環境省が所管します環境アセスメント法に基づき事業者が事業を執行していきます。その中で、市としての関与といたしましては、同法に基づき、計画段階の環境配慮、対象事業の決定、環境アセスメント方法の決定など段階的に意見照会が求められます。

これを受けて市では、庁内関係課からの意見を集約、整理して、愛媛県知事に意見書として提出をいたします。その後、愛媛県では環境影響評価審査会を開催し、関係自治体から提出された意見書を審査し、経済産業省及び事業者知事意見として提出し、事業者に対して意見照会など関与していくものとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの説明ではまだ市が関与できる余地があるようにも思いますが、私が思いますことは、西予市の広い行政区域に反比例して人口が大変希薄な西予市内の開発適地が、全国の再生可能エネルギー開発業者から、どちらかといえば言葉は悪いんですけども狙われておるのではないかなという危惧をしております。

少し前のことになりましたが、平成24年末から宇

和町郷内地区に南予エコ株式会社が産業廃棄物焼却施設の設置に係る事前協議と本申請時に県から西予市に意見照会が計2回ありましたが、市に環境に係る審議会組織もないため、回答文書は庁内関係課だけを回覧し決裁を経て送付されたものではないかと私は想定しております。市の行政に幅の広い環境に関する専門家不在の中で、これらの事務手続をとり行うことに困難さが伴う事例もあったのではないかと。また今後これらの点で改善の余地があるのではないかと考えております。

また、近隣の太陽光発電パネルの設置についてですが、卯之町、鬼窪地区は聞くところでは地元も同意し一見すると工事も完了したように見えます。また、伊賀上の日之地地区も計画があるようで、市民からはそれぞれ景観面から宇和文化の里にふさわしくないとか、また直下の住民からは防災面から不安視されております。法的に規制がないから何をしても問題がないということでもないわけですが、市民の安全・安心が危惧される場合や市の景観行政に支障があるときなどは、市民からは身近な市行政に対して、積極的な調整機能を発揮することが期待されているのではないかと考えております。

県内では、上島町でも30年6月に条例をつくっております。これに関する条例をつくっております。愛南町でも28年12月に条例をつくっております。そして、今月太陽光発電施設の設置に関する指針までつくっております。伊方町は、平成30年9月にガイドラインを策定しております。

また、西予市は大型野鳥のコウノトリやナベヅル、マナヅルが同時にやってくるという非常に珍しく自然豊かな貴重な土地柄だと思っております。

今後、ジオパークと連携しながらしっかり保護・保全活動に取り組む必要があると思っておりますし、自然に由来する地域資源として積極的に有効活用することが期待されております。

以上のことから、環境基本条例制定へ向けての取り組みをお伺いいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

環境基本条例制定についてお答えをいたします。

を終了させていただきます。

○議長

以上で本日の一般質問は終結といたします。

あした6月18日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時01分

第 3 日

6月18日（火曜日）

令和元年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------|---------------------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年 6月18日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和元年 6月18日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 散 会 | 令和元年 6月18日 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午前11時11分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| | 説明のため出席した者の職氏名 | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 宗 正 弘 | | |
| | 教 育 長 松 川 伸 二 | | |
| | 総務企画部長 三 好 敏 也 | | |
| | 会 計 管 理 者 山 口 正 人 | | |
| | 医 療 介 護 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 産 業 部 長 酒 井 信 也 | | |
| | 建 設 部 長 清 水 昭 広 | | |
| | 生活福祉部長兼 | | |
| | 福 祉 事 務 所 長 藤 井 兼 人 | | |
| | 教 育 部 長 宇 都 宮 裕 | | |

議 事 日 程

- | | | | | |
|---|--------|--|---------|---|
| 1 | 一般質問 | | | の一部を改正する条例制定
について |
| 2 | 議案第81号 | 西予市森林環境譲与税基金
条例制定について | 議案第96号 | 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| | 議案第82号 | 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第97号 | 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第83号 | 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第98号 | 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| | 議案第84号 | 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第99号 | 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について |
| | 議案第85号 | 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第100号 | 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| | 議案第86号 | 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第101号 | 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第87号 | 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例制
定について | 議案第102号 | 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| | 議案第88号 | 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第103号 | 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第89号 | 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第104号 | 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| | 議案第90号 | 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 議案第105号 | 西予市游の里健康センター
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第91号 | 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第106号 | 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第92号 | 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第107号 | 西予市明浜健康管理センタ
ー条例の一部を改正する条
例制定について |
| | 議案第93号 | 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第108号 | 西予市国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例
制定について |
| | 議案第94号 | 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 議案第109号 | 西予市健康保養地中核施設
の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制 |
| | 議案第95号 | 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条例 | | |

	定について			議案第124号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について			議案第125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について			議案第126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について			議案第127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について			議案第128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	5	陳情第 2号		西予市内建築業者の育成に関する要望書
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	6	発議第 5号		西予市指定管理施設調査検討特別委員会の設置について
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について		選任第 5号		西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員の選任について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について				
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について				
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について				
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について				
議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について				
3	議案第122号				令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)
4	議案第123号				令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第81号 西予市森林環境譲与税基金
条例制定について
- 議案第82号 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第83号 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第84号 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第85号 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第86号 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第87号 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第88号 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第89号 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第90号 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第91号 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第92号 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第93号 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第94号 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第95号 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条例

の一部を改正する条例制定
について

- 議案第96号 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第97号 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第98号 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて
- 議案第99号 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について
- 議案第100号 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第101号 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第102号 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて
- 議案第103号 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第104号 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について
- 議案第105号 西予市游の里健康センター
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第106号 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 議案第107号 西予市明浜健康管理センタ
ー条例の一部を改正する条
例制定について
- 議案第108号 西予市国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例
制定について
- 議案第109号 西予市健康保養地中核施設
の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制

	定について			議案第124号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について			議案第125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について			議案第126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について			議案第127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について			議案第128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	5	陳情第 2号		西予市内建築業者の育成に関する要望書
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	6	発議第 5号		西予市指定管理施設調査検討特別委員会の設置について
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について		選任第 5号		西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員の選任について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について				
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について				
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について				
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について				
議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について				
3	議案第122号				令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)
4	議案第123号				令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日も傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットに配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、11番源正樹君。

源正樹君。

○11番源正樹君

おはようございます。

議席番号11番源正樹です。菊池議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い一般質問させていただきます。

本日も今朝より皆様に傍聴にお越しいただき、心より感謝を申し上げます。

今回の一般質問では、観光振興についてと持続可能な開発目標（SDGs）についてお尋ねをいたします。

今定例会でも最後の質問者となりましたが、議員各位の一般質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

それでは最初に、観光振興についてお尋ねをいたします。

我が国では、近年、海外から我が国を訪れる外国人観光客、いわゆるインバウンド観光客が急増し、観光産業の振興が再び注目を集めております。平成19年に観光基本法を全面改定し、名称を改める形で「観光立国推進基本法」が定められました。21世紀の日本の発展には、観光立国の実現が不可欠で重要であると位置づけをされております。人口減少によって、各産業ともに内需の拡大が構造的に難しくなっている中で、観光産業は、成長している産業分野として期待を集めております。西予市の最上位計画である「第2次西予市総

合計画」の仕事づくりに関する基本計画の中で、観光に関して、行政課題として、次のように挙げられております。

有名観光地があるわけではないため、市の知名度が低く、松山から高知への通過点となっている。海から山までの多彩な自然環境があり、日本ジオパークに認定されたが、ガイド機能をうまく活用できず大幅な観光客増加には至っていない。これにより、宿泊や飲食、お土産など消費を促す仕組みが機能せず、観光により地域振興を行おうという意識が市民に醸成されていない。

それに対応する基本戦略として、「西予市には海から山まで標高差1,400メートルの広大な自然があり、その環境や暮らしを活用したジオパークを展開しているが、その取組みを一層加速させる。観光事業は裾野が広く、成功すれば様々な分野への波及効果で市の経済が潤うこととなるため、観光関連組織の体制を強化する政策を基本戦略とする」とされています。

まず1点目ですが、観光振興を図るためにどのような取り組みを行っているのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

改めましておはようございます。

ご質問のありました観光振興を図るためにどのように取り組みをしているかということについてお尋ねですのでお答えをいたします。

観光振興を図るための方策として、市内各地で実施されているイベントや観光地に関しまして、市ホームページのほか、県内を中心とした情報誌や新聞等への掲載など、誘客促進に向けた情報発信を努めております。

具体的な取り組みといたしましては、松本市の物販イベント楽市楽座を初め、市外のイベントへも出向き、西予市の特産品販売、観光パンフレット等の配布を行ったり、市内のジオサイトや見どころを撮影したドローンの空撮映像を松山空港や松山観光港で放映するなど、効果的に西予市の誘客につながるような働きかけを行っております。

また、ジオの恵みの中でも、よりすぐりのジオブランドを四国西予ジオの至宝として認定し、ふるさと納税返礼品に活用するなど、食の面からの

PR活動等も実施をしております。そのほか、大分県中部と愛媛県西伊予地域による豊予ふれあい協議会、南予9市町による旅南予協議会などで大分県や近隣市町との情報交換を行うとともに、広域及び周遊を目的とした観光振興を行っていくための連携体制の構築に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ただいまの答弁の中で、観光振興を図るために積極的な情報発信に努められているという答弁がありました。観光地として選択されるためには、西予市の魅力を常に発信し続ける必要があると考えます。

その手段としてインターネットでの情報発信が必須であります。訪問先を選ぶのに、まず旅へ誘う、旅のテーマ設定、旅行企画や旅程の決定、旅行への準備、こういったものに対する情報を提供することは非常に重要であります。効果的な誘客には、インターネットの活用が必須であると考えますが、どのように取り組まれるのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました効果的な誘客にはネットの活用が必要であるというご質問にお答えをいたします。

市ホームページにて、随時イベント等の情報を掲載しているほか、各課、各支所で管理しておりますフェイスブックにおいても適宜情報を発信しております。

また、スマートフォン、タブレットなどの普及に対応していくため、西予市観光協会ホームページをどの端末からでも快適に閲覧ができるようリニューアルし、7月公開予定として現在最終作業を進めているところでございます。

なお、観光協会ホームページはせいの暮らしのアプリとも連携しているとともに、4カ国語で閲覧ができるよう対応しておりますので、年々増加傾向にあるインバウンド対策につながるものと考えております。そのほか、愛媛県が運営する「い

よ観ネット」への情報掲載や県の総合イベントサイト「イマナニ」において、常時の観光情報と年3回の特集記事を掲載することとしており、今後も愛媛県及び西予市観光協会と連携し、ネットを活用した効果的な情報発信に取り組んでまいり所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ただいまの酒井部長の答弁の中で、7月に西予市観光協会のホームページが改変されるということで答弁があったかと思えます。

その中で、4カ国語で閲覧ができるように対応しているとありましたが、どの言語に対応される予定なのかわかりましたらお尋ねをしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの4カ国語でございますが、まず日本語、英語、韓国語、中国語の4カ国に対応するようにつくっております。

以上です。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

現在、県が取り組みを進めてられます。台湾とか韓国へのチャーター便、いわゆる格安航空会社を使ったものがあると思えますので、そういったホームページ等の取り組みを通じて、誘客を図っていただければというふうに考えます。

それでは次の質問に移りたいと思えますが、西予市内には、民間の宿泊施設と指定管理者が経営している宿泊施設、また、観光施設等が混在をしております。事業者単独の努力には限界があると思われ、西予市全体での観光振興を実現するために、さまざまな諸課題に連携して取り組むことが必要と考えます。宿泊施設や観光施設など、事業者との連携をどのように図るのかお尋ねをしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問のありました宿泊施設や観光施設など、事業者との連携をどのように図るのかという点につきましてお答えをいたします。

パンフレット、観光協会ホームページにおいて、市内宿泊施設や観光施設に関する内容を掲載しておりますが、連携するための具体的な組織や情報共有のためのツールはないのが現状でございます。

しかしながら、遍路客を中心に外国人観光客が毎年増加していることから、特に、宿泊施設におけるインバウンド対策など、入り込み状況や課題に関する情報共有を図ることで旅行者のストレスフリーのためにも効果的な連携方法について検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは次に、ただいまの答弁の中でもインバウンドという言葉が何回か出てきたと思われま。いわゆるインバウンド、訪日外国人旅行者への対応について、次に質問をしたいと思います。

先ほどの質問で、インターネットでの情報発信や事業者との連携については、インバウンドへの対応に大きくかわりがあると私は考えております。日本再興戦略では、観光立国を目指すこととしており、さらに、来年令和2年には訪日外国人客数を4000万人とすることが目標として設定をされています。また、地方創生戦略においても、多くの地方公共団体において観光振興への取り組み施策が示されております。地方創生の観点からどのようにして観光を地方創生に結びつけていくかについて、さまざまな工夫が必要とされています。

平成30年には、訪日外国人客数は3119万1900人と初めて3000万人を突破し、来年の東京五輪に向け着実に伸びております。これまでは、東京から京都、大阪間のいわゆるゴールデンルートに集中していましたが、ここ四国でも確実に増加をしています。平成30年の愛媛県の訪日外国人宿泊者数は21万8730人であり、愛媛県の伸び率は四国4県の中で22.5%とトップでありました。近年、特に、市内でも外国人観光客の方を見かけることが増えてきたように思います。

そこでまず1点目、市内の宿泊施設において、外国人の市内宿泊者数の推移はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの外国人の市内宿泊者数の推移についてお答えをいたします。

市内宿泊施設に対して行った市の独自調査によりますと、平成26年度では27人、平成27年度で75人、平成28年度で155人、平成29年度で232人、平成30年度で470人となっており、5年間で約17倍に増えております。昨年度の470人の世界の圏域内訳は、アジア圏が143人、アメリカ圏が73人、オセアニア圏が18人、ヨーロッパ圏が214人、不明22人となっており、ヨーロッパ圏からの宿泊客数が多い結果となっております。宿泊した外国人の目的のほぼ大多数が四国八十八ヶ所のお遍路めぐりという結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ただいまの答弁の中で、平成26年度から平成30年度の5年間でお遍路めぐりを中心に、市内宿泊の外国人の方が約17倍になっているというのは本当に驚くべき増加率であり、対応が急務ではないかというふうに考えております。

日本政府観光局、GNTTOホームページによれば、インバウンドに対応する施設として、愛媛県内では、現在17の施設が認定をされています。ここ南予では、宇和島市にある木屋旅館が少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐し、広域の案内を提供する施設としてカテゴリーⅡに、八幡浜の道の駅みなとオアシス、八幡みなとと、みなと交流館が観光案内を専業としない施設であっても、外国人観光客を積極的に受け入れる意欲があり、公平中立な立場で地域の案内を提供するパートナーとして、二つの施設が認定をされています。

また、ことし4月19日には、一般社団法人が、大洲市より指定管理業務を委託する形で、JR大洲駅横に、インバウンドに対応できる観光案内所がオープンし、カテゴリーⅠの取得を目指される

など、ここ南予でも大きく動き始めています。

そこで、インバウンドへの対応が必要であると考えますが、その対策についてお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

インバウンドへの対応についてお答えをいたします。

宿泊施設に対するアンケートでは、外国人を受け入れるに当たっての課題として、言葉の壁と回答した宿泊施設が多く、「多言語対応をするため、多言語通訳が可能なタブレット型通訳サービスや電話通訳などがあれば導入してみたいと思いますか」との質問に対して、61.5%の宿泊施設が導入したいと回答をしております。また、宿泊予約方法として45.5%が電話予約となっており、インターネット予約の34.1%を大きく上回る状況となっております。このようなことから今後、市としましても、多言語対応やインターネット予約に対する対策をすることにより、さらなる外国人宿泊数の増加が見込めると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

それでは1項目の最後になりますが、外国人旅行者に対応するために、キャッシュレス化が欠かせないと言われております。この導入に関しまして、事業者にどのような支援があるのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ご質問にありました外国人旅行者に対するためには、キャッシュレスが欠かせないと言われておりますが、導入に関してどのような支援があるのかということにつきましてお答えをさせていただきます。

国は、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%の実現を目標に掲げ、令和元年10月1日の消費税引き上げに伴い、需用平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含

め、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引の支援を行うこととなっております。

その支援内容といたしましては、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に必要な端末など、導入費用の3分の1を決済事業者が負担することを前提に、残りの3分の2を国が補助するものと、もう一つ中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に、決済事業者に支払う加盟店手数料の3分の1を期間中補助するものがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ただいまの答弁に対して再質問になりますが、答弁にありました補助制度の申請を事業者の皆さんが検討される場合、相談する窓口はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

このキャッシュレス事業は、国、経済産業省の事業となっております。相談窓口につきましては、経済産業省による地域サポート事務局の設置が予定をされておるところでございますが、ホームページ、コールセンター、今後開催される説明会の参加などをお願いしたいと考えております。

また、市に情報が届き次第、速やかに周知をさせていただきますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

確かにこれ国の補助事業に当たると思いますが、なかなか見る機会がないというのが実情かと思っております。商工会等でもそういった周知はされておるようでございますので、またわかり次第、積極的に情報発信をしていただき、情報提供をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問施策区分である持続可能な開発目標（SDGs）について質問をいたします。

SDGsとは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載された2016年から2030年までの国際共通目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、我が国日本としても積極的に取り組みを進めておられます。

17の大きな目標の中身を見てみると、1から6までの目標は、貧困や飢餓、健康や教育、さらには、安全な水の確保など、開発途上国に対する支援を目指すものがまず挙げられています。7から12まででは、働きがいも経済成長も住み続けられるまちづくりをなど、現在、私たちの国や私たちのまちが直面している課題に密接に関係する目標となっています。さらに、13から17では、気候変動の話、海の話や陸の話まで出てきますので、開発途上国や先進国だけの話ではなく、もっと包括的な目標になってきます。このSDGsが世界でこれだけの広がりを見せているのは、開発途上国だけでなく、先進国でも働きがいや持続可能な経済成長を踏まえたものだからだと言えるのではないのでしょうか。日本では、平成28年5月20日安倍総理が本部長、全ての国務大臣がメンバーとなり、第1回持続可能な開発目標推進本部会合が開催され、同年12月22日に第2回会合が開催されました。その中で、本部長は次のように述べられています。

持続可能な開発目標の実施指針を本日決定した。日本はこれまで、持続可能な経済、社会づくりのため、国際社会のモデルとなるような、すぐれた実績を積み重ねてきています。今回決定した指針には、経済、社会、環境の分野における八つの優先課題と140の施策を盛り込みました。この指針で世界に範を示し、持続可能な世界に向けて、国内実施と国際協力の両面で、国際社会をリードしてまいります。

また、日本はSDGs関連に9億ドルの支援、30億ドルの取り組み、日本円にして合計約4000億円を投資するとも述べられています。もちろん多くのものが、これまで取り組んでいたものを改め

て、新たな枠組みで表現し直しているものも多々ありますが、総理みずからが、このような宣言をすることは大きな意味があり、我が国の姿勢を端的にあらわしているものだと言えるのではないのでしょうか。

国内の取り組みとして、SDGs実現に向けて、積極的に活動する自治体をSDGs未来都市として政府が選定をしております。この定義は、全国の自治体を中心となり、地域の企業や各種団体、有識者、一般市民など、多くの関係者と連携を図り、この目標の達成に向けた積極的な取り組みの総体とされています。

また、現在地方創生におけるSDGs達成に向けた取り組みが推進されています。地方創生は少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。私たちの地方が、将来にわたって成長力を確保するためには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む西予市では、暮らしの基盤、その維持、再生を図ることが必要であります。SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会、環境の3側面における持続可能な開発を統合的取り組みとして推進するものであり、多様な目標の追及は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものであります。SDGsを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で、地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となるように考えます。これらによって、私たちの持つ課題を解決するために一層促進することが期待をされます。

今回、この質問を行おうと思ったのは、私たちが今進めている四国西予ジオパークの目指すべきものと密接な関係性があると考えたからでございます。

長崎県の島原半島ユネスコ世界ジオパークでは、昨年の認定10周年を記念として、持続可能な地域社会の実現を目指すため、SDGsの考え方を取り入れた「島原半島の「笑顔」「誇り」「幸せ」をもっと、そして、ずっと」という新たな基

本理念を策定されました。

また、白山手取川ジオパークのある石川県白山市は、先ほど述べましたSDG s 未来都市に昨年選定をされております。

ユネスコの正式プログラムとなりましたジオパークを推進するためには、このSDG s は欠かすことができないと考えます。さまざまな地域課題を解決し、地域を活性化し、持続可能なまちをつくるためには、このSDG s の活用が必須であると感じていますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

ただいま源議員からご質問のありましたSDG s に対する認識についてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど17のゴールに向けてのこと、それとジオパークの中で、この理念を取り入れた事例をご紹介いただきました。本当にありがとうございます。

四国の中では、徳島県上勝町がこのSDG s の推進の自治体というふうにお聞きしておりますけれども、いろんな面で、ご質問の中で、今後、私どもがこの理念の中でこのまちづくりに生かすという観点でご指摘をいただいたことに対しまして感謝申し上げます。

認識でございますけれども、先ほど言っていた人口減少が進む中で、経済成長と環境保全を両立しながら、持続可能な発展社会を構築するため、自治体、そして、企業がSDG s の理念を取り入れ、事業を推進することは重要であるということを改めて認識した次第でございます。SDG s の未来都市に選定されております各自治体の中には、総合計画の中の各種施策がSDG s の各分野のゴール目標に合致しているものであり、SDG s を新たな視点にとらえて各計画の遂行を行っているところがございます。

本市におきましても、SDG s が掲げる17の基本目標が総合計画や総合戦略で掲げました目標と合致しているものも多くあるのではなかろうかなと思っておりますし、本市における計画の着実な

推進をすることによりまして、SDG s の推進につながるのではなかろうかなと思っております。例えば、先ほども言っていただきましたが、四国西予ジオパークの推進をすることであります海の豊かさを守ろうとか、陸の豊かさを守ろう、そして、質の高い教育をみんなにしよう、そういうものもこの目標に通じますし、今年、三瓶授産場跡地に整備を計画しておりますせいのチャレンジ・スペースは、全ての人に健康と福祉をとという観点と働きがいも経済成長もということにつながるなど、SDG s の基本目標に通じるものがあるのではなかろうかなと思っております。

これらの取り組みは、本市が抱えております人口減少が進む中、持続可能な西予のまちの地域社会の構築のために、長期的な視点で推進をし、西予市独自のSDG s と考えているところでございます。今後におきましても、持続可能な地域社会を実現するために、SDG s の考え方を取り入れながら事業の推進、そして企画立案を行っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

持続可能な地域社会をつくるというのは、我々議員もそうですし、地域に住む皆さんもそう、行政の皆さんもそう願っているし、そうあるべきであると思っておりますので、これからもそういった目標に向かって力を合わせて取り組んでいく必要性をきょう改めて痛感をしたところでございます。

それでは以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長

以上で、本日の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時38分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時30分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願ひます。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第81号「西予市森林環境譲与税

基金条例制定について」から、議案第121号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの41件を一括議題といたします。

これより本案41件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君

12番井関です。

今回条例の一部を改正する条例制定がたくさん出されておるわけなんです、これ全て消費税がアップすることを前提としての内容となっております、今回の6月定例会に出さなければならなかった理由、9月定例会では間に合わなかったのかどうかということが、今回、6月のなぜこの今の時期、確実に消費税がアップするかどうかはまだわかっていない時点での上程となっております、その理由を教えてくださいと思います。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時31分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時32分）

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの井関議員のご質問でございますけれども、今回の消費税の改定につきまして、まだ確定でないということでございますけれども、今の段階では10月1日改定ということになってございます。それで改定するにいたしましても、住民への周知期間が一定期間必要であるということから、今回上程をさせていただいている次第でございます。

なお、内容がまた変更になる事案等が発生しましたら9月議会にまた再度上程をさせていただく運びにさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

よろしいですか。

井関陽一君。

○12番井関陽一君

確認ですが、もし消費税が上がらなかった場合、これらは全て廃案とするということで、9月

に廃案をもう1回出されるということによろしいですか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今回改定がなかった場合、また9月で改正をするという運びになるかと思っております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はございませんか。

2番信宮徹也君。

○2番信宮徹也君

2番信宮徹也です。

議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制定について」でございますが、この原資となります森林環境譲与税、今年度初めていただきます3153万3000円。これは西予市の林野率によって変わってくると思っておりますが、林野率が75%超えるか超えないか、これで変わってくるんですけれども、今回のパーセントは何パーセントで計算されているのかお伺いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

このパーセントは、2015年の農林業センサスのデータを使っておるものと思われま。数字的には74.9%の数字を使っております。

以上です。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也君

75%超えますと、これが1.3倍になりますので、次の農林業センサスのときに正確に調査していただいて、75%を超えている可能性もあると思っておりますので正確な調査をお願いしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第102号までは総務常任委員会へ、議案第103号から議案第109号まで、及び議案第121号は

厚生常任委員会へ、議案第81号、議案第110号から議案第120号までは産業建設常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

ページ順に2点ほど、2箇所ほど質問いたしますと思います。

まず、18ページの民生費、児童福祉施設整備事業680万についてお尋ねいたします。

私、昨年度は厚生常任委員会の委員をさせていただいております、このときに、ちぬやの隣接地の三角地、917平米ほどあると聞いておったんですけれども、そこをご案内いただきまして、この学童保育施設整備事業としてここを取り組みたいというふうな話でございましたが、現地を見ますと非常に交通安全上危険であるということで、今回変更されて予算を計上されておることとは大変いいことだと思いますが、まず第1点にお尋ねしますのは、680万、面積が約94坪ほどですが、これが非常に買い取り価格が高いのではないかなと、非常にというか私の感覚で高いように思いますので、この辺どういう手続を経て、この1筆の価格が決定されたのか、これが第1点目。

それから面積が以前の計画値からしますと3分の1ぐらいになっておりますので、こう考えますと面積的に定員に対して大丈夫なのかな、狭いのではないかなという疑念が持たれます。この点についてと。

そしてもう一つは、今後、この土地を取得して西予総合福祉会に管理委託を引き続きされると思いますが、これについて、今後、今は下宇和保育園でやられておるものが移転するわけですが、施設整備の計画がどうなっていくのか、いつごろ新たな新施設が開所されるのか。

この3点についてお尋ねいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

ただいま中村議員のご質問につきましては、西予市福祉事務所長としてお答えをさせていただきます。

まず土地の値段が高いのではないかとというご質問でございますが、価格の設定につきましては、不動産鑑定事務所に依頼をしまして評価をさせていただいた上で設定をいたしましたので、当方といたしましては適正な価格と考えております。

2点目の学童保育施設としては狭いのではないかとというご質問をいただきましたが、学童保育施設におきましては、遊び、生活の場、静養するための機能を備えた区画を専用区画と申します。この専用区画につきましては、条例で児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上が適当であるというふうに定めております。それを含めまして現施設の定員や利用者の人数を換算いたしますと十分な面積が確保できるというふうな状況になっております。

最後の今後のスケジュールでございますが、今年度は今回の議会に上程させていただいております用地購入費、用地をまず購入いたしまして、その後設計を行い、補助申請の準備を行います。来年度早々補助申請を行いまして、工事に着手する予定でございます。今のところの予定では令和3年4月からの供用開始という予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

続きまして、予算書の23ページ、農林水産業費、事業概要の欄では右側の一番下の緊急自然災害防止対策事業1億500万となっておりますが、一般の財政課長の説明によりますと、国土強靱化対策と連携して、明浜1カ所、野村2カ所の事業を実施すると説明いただいたわけですが、そもそも国土強靱化対策と連携してやる事業にもかかわらず、地方債だけで、国庫支出金がいただけないのはどういうことなのかなということがまず第1点と。

国土強靱化対策そのものは、去年12月14日に発表されておりまして、国土強靱化のための3カ年緊急対策ということで基本的な考え方として、特

に緊急に実施すべきハード、ソフト対策について3年間で集中的に実施するようになっておられるわけですが、この事業が何カ年計画でやられる予定なのかなど。そして西予市ではそういう事業、国土強靱化対策に連携した事業計画というものができておるのかどうか。そういうものの中の一環として今回取り組まれるのかどうなのかなどというのが2点目です。

それから、3カ所の事業内容につきまして、概要をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

お尋ねの1点目、国土強靱化対策なのに国庫補助金がないのはいかがなものかというご質問でございますが、この事業は、保安林に、例えば山で考えますと、保安林ではない、補助対象にない事業をカバーするために国が緊急自然災害防止対策事業債というものを創設した事業でございます。そのために地方債のみで充当率は100%、それから交付税で返ってくるのが70%ということで補助金であれば7割が補助金ですというような事業となっております。

それから2点目でございますが、計画の中で西予市が行っているかという点につきましては、計画というよりも7月の災害で大変な状況になっておって、補助事業に乗らないという部分で3カ所を選定して平成31年度と32年度、2カ年計画で実施する予定であります。

それから、3番目の事業計画でございますが、明浜町宮野浦の山腹崩壊の山腹工事を880平米ほど行います。明浜地区でございます。それから野村地区の河西、野村貨物の裏でございますが、ここも山腹工と水路工を250メートル程度の工事をする予定でございます。そのあとも、治山の激甚災害特別緊急事業によりまして、谷止工を3カ所実施する予定でございますが、この事業はこの1億500万の中には入っておりません。それから3番目の野村町平野、これは手都合でございますが、これも山腹工と水路工、約200メートルを実施する予定でございます。ここにつきましても谷止工を治山工事で3カ所設ける予定でございます。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまのこの事業は、それぞれ3カ所とも2カ年計画と言われましたけれども、そうしますと今年度の1億500万ということはわかるわけですが、来年度は規模として来年もやらないとこれ全体計画としては収まりがつかないというところだろうと思うんですけども、来年も地方債だけで対応するということになるのでしょうか。来年度の予算のことはちょっと言いづらいと思うんですが、その辺どうなるのかなと思ひましてお尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

中村議員お見込みのとおり補助対象とならない事業でございますので今年度と同様なことでやらしていただくようなことになると思います。つけ加えますと、ここで池の改修なんかも入るんですけど、まだそこら辺の被災状況を見て、それと優先順位を見て、西予市の事業計画としたいと考えております。

以上です。

○議長

ほかにありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

26ページ、9款1項4目の危機管理業務事業について質疑をいたします。

これは去る6月3日市内の3業者と輸送の契約をしたという報道が翌4日にされております。これは少し遅い感があったなと思ひますけれども、まずは何よりと。一般質問をしたものとしては安堵いたしております。そこでこの件につき3点ほどお伺いをいたします。

まず、予算の説明書資料の事業内容の中に、輸送体制づくりとなっておりますが、本事業の適用根拠である法形式はされているのか、されていないのか、まず1点。

それから2点目が、事業予算201万8000円の歳出についてお伺いをしたい。例えばその中にあり

ます協力金は何かというふうな細節を細かく説明を願いたい。

それから3点目に、万が一のための保障の一環として、保険の加入は考えているのかどうか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時49分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時51分）

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの小野議員のご質問にお答えいたします。

この根拠でございますけれども、先日協定を結びました第7条に掲載しておりますこの協定に基づくもので運用いたしております。

それから細かな事業内容でございますけれども、市の負担としては201万8000円計上いたしておりますけれども、燃料代186万7000円、それからライフジャケットが必要となりますので、それを3万5000円、それから、運送に係ります燃料費が314万6000円、以上を計上いたしているところでございます。

次に、万が一の保険ということでございましたけれども、海上運送法の109条の2で保険契約の締結の命令という規定がございます、その規定に努めて保険にも加入をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

まず協力金はその中に入って、ひっくるめての協力金が186万7000円ということが1点と。

それから保険に入ると言われましたけれども、その保険は船舶に入るとするのか、いわゆる利用者、市民の方々の万が一のために入っているのか、どういう保険の入り方をされているんですか。

この2点を再質問します。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

この保険につきましては、この船舶を利用される方に対しての保険料ということになっておりま

す。

それで先ほど私どうも300万という回答したということですのでけれども、201万8000円の誤りでございます。訂正させていただきたいと思っております。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

再質問で最後になりますが、これは、市民の通常生活を守るためにもいち早い対応が必要ではないかなど。病院患者とか、仕事行かないけんわけですからね。そういうふうな場合に、前回のように3日も遅れたんでは意味がないと思うんですよ。そういう意味で、その判断、輸送の依頼のいわゆる指示といいますか、お願いといいますか。それは誰がされるのか、再質問としてお聞きをしたい。

そして次は答弁は要りませんが、これは要望ですが、通常の時期ではないわけですからね、やはり混乱をしている時期なので、やっぱり物心ともに無駄のないような、そして市民がわかりやすいような安心・安全が確保できるような対応を望みたいと思っております。

ですんで最初の再々質問の誰が判断して誰が指示を出すのか、この点の答弁をお願いして私の質疑を終わります。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問でございますけれども、災害対策本部を設置いたしますので、また、各支所におきましては支所の現地対策本部を設置いたします。そこで最終的判断につきましては、本部の対策本部が決定を下すということになるかと思っております。前回若干遅れたというようなご指摘もございましたけれども、荒天時、いわゆる船を運行するに当たって非常に危険な状況のときには、船も出せないわけですので、そこら辺は本部とそれから現地対策本部と協議をしながら進めていく流れになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第122号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第123号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」から、議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの6件を一括議題といたします。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第125号まで及び議案第128号は厚生常任委員会へ、議案第126号及び議案第127号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、陳情第2号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を議題といたします。

陳情1件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信いたしております陳情文書表をご参照ください。

本件につきましては常任委員会付託表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、発議第5号「西予市指定管理施設調査検討特別委員会の設置について」の1件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、本市が所有する指定管理施設である第三セクター及び指定管理者の運営や今後の方向性等について調査研究を目的とした9名の委員で構成する西予市指定管理施設調査検討特別

委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については9名の委員で構成する西予市指定管理施設調査検討特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第5号「西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員の選任について」の1件を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員に、1番宇都宮久見子君、4番加藤美香君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、15番二宮一朗君、20番藤井朝廣君、21番酒井宇之吉君を指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時00分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時10分)

特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員長に山本英明君、副委員長に酒井宇之吉君、以上のとおりであります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月28日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時11分

第 4 日

6月28日（金曜日）

令和元年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和元年6月28日 | 明 浜 支 所 長 | 上 中 保 博 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 令和元年6月28日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 片 山 勇 一 |
| 1. 閉 会 | 令和元年6月28日 | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午後 3時14分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 富 永 誠 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇之吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	松 川 伸 二
総務企画部長	三 好 敏 也
会計管理者	山 口 正 人
医療介護部長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	清 水 昭 広
生活福祉部長兼	
福祉事務所長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	宇都宮 裕

議 事 日 程

- | | | | |
|-------------|--|-----------|---|
| 1 議案第 8 1 号 | 西予市森林環境譲与税基金
条例制定について | 議案第 9 6 号 | 西予市俵津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| 議案第 8 2 号 | 西予市支所及び出張所設置
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第 9 7 号 | 西予市ふれあいの森林施設
条例の一部を改正する条例
制定について |
| 議案第 8 3 号 | 西予市行政不服審査法施行
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第 9 8 号 | 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| 議案第 8 4 号 | 西予市火災予防条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第 9 9 号 | 西予市公民館条例の一部を
改正する条例制定について |
| 議案第 8 5 号 | 西予市投票管理者等の報酬
に関する条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第 100 号 | 西予市農村改善センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| 議案第 8 6 号 | 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て | 議案第 101 号 | 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| 議案第 8 7 号 | 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例制
定について | 議案第 102 号 | 西予市宇和文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| 議案第 8 8 号 | 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第 103 号 | 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| 議案第 8 9 号 | 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第 104 号 | 西予市宇和福祉センター条
例の一部を改正する条例制
定について |
| 議案第 9 0 号 | 西予市市民憩の家条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 議案第 105 号 | 西予市游の里健康センター
条例の一部を改正する条例
制定について |
| 議案第 9 1 号 | 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第 106 号 | 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| 議案第 9 2 号 | 西予市三瓶文化会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第 107 号 | 西予市明浜健康管理センタ
ー条例の一部を改正する条
例制定について |
| 議案第 9 3 号 | 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条例
制定について | 議案第 108 号 | 西予市国民健康保険診療所
条例の一部を改正する条例
制定について |
| 議案第 9 4 号 | 西予市城川地質館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | 議案第 109 号 | 西予市健康保養地中核施設
の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について |
| 議案第 9 5 号 | 西予市歴史民俗資料館及び
郷土文化保存伝習施設条例
の一部を改正する条例制定 | | |

議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号 令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号 令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号 令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 2号 西予市内建築業者の育成に関する要望書
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第129号 乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第130号 乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	議員派遣の件について
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	
議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	
議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)	
議案第123号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
議案第124号	令和元年度西予市後期高齢	

	本日の会議に付した事件		
1	議案第81号 西予市森林環境譲与税基金 条例制定について	議案第96号	西予市俵津文楽会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて
	議案第82号 西予市支所及び出張所設置 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第97号	西予市ふれあいの森林施設 条例の一部を改正する条例 制定について
	議案第83号 西予市行政不服審査法施行 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第98号	西予市図書交流館条例の一 部を改正する条例制定につ いて
	議案第84号 西予市火災予防条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第99号	西予市公民館条例の一部を 改正する条例制定について
	議案第85号 西予市投票管理者等の報酬 に関する条例の一部を改正 する条例制定について	議案第100号	西予市農村改善センター条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第86号 西予市運動公園条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第101号	西予市営プール条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第87号 西予市城川総合運動公園条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第102号	西予市宇和文化会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて
	議案第88号 西予市社会体育施設条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第103号	西予市介護保険条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第89号 西予市営球場条例の一部を 改正する条例制定について	議案第104号	西予市宇和福祉センター条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第90号 西予市市民憩の家条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第105号	西予市游の里健康センター 条例の一部を改正する条例 制定について
	議案第91号 西予市立学校施設の開放に 関する条例の一部を改正す る条例制定について	議案第106号	西予市保健センター及び保 健福祉センター条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第92号 西予市三瓶文化会館条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第107号	西予市明浜健康管理センタ ー条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第93号 西予市ギャラリーしろかわ 条例の一部を改正する条例 制定について	議案第108号	西予市国民健康保険診療所 条例の一部を改正する条例 制定について
	議案第94号 西予市城川地質館条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第109号	西予市健康保養地中核施設 の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第95号 西予市歴史民俗資料館及び 郷土文化保存伝習施設条例 の一部を改正する条例制定		

議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について		者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	議案第127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	陳情第2号	西予市内建築業者の育成に関する要望書
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第129号	乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第130号	乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について		議員派遣の件について
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について		
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について		
議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について		
議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)		
議案第123号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
議案第124号	令和元年度西予市後期高齢		

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制定について」から、議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの48件、並びに陳情第2号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長佐藤恒夫君の報告を求めます。

佐藤総務常任委員長。

○佐藤総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る6月18日の本会議において当委員会に付託されました議案22件について、6月20日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案22件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案第82号、総務課所管の「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」では、明浜支所の旧庁舎跡地の利用計画について質疑があり、海岸側に防風ネットを設置し、その前面には、高山公民館の駐車場と多目的広場などの設置を検討しているとの答弁がありました。

議案第84号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」では、住宅用火災警報器は、電池式で期限が10年ということで、個人の責任で電池を入れかえないと警報器が鳴らないおそれがあるが、その啓発の考えはあるかとの質疑に対して、住宅用火災警報器は、電池の寿命がほぼ10年であるが、機器本体の寿命も10年ということになっており、電池を取りかえるのではなく、機器そのものを取りかえていただきたいということを、今後、広報誌、ホームページ等で周知を図っ

ていくとの答弁がありました。また、当時に比べて、本体価格も安価で購入できるとの説明がありました。

議案第86号から議案第97号までの条例改正12議案については、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、スポーツ・文化課が所管する施設の条例に定める使用料等の改定を行うものであるとの説明がありました。

議案第98号及び議案第99号の条例改正2議案については、同じく令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、生涯学習課が所管する施設の条例に定める使用料等の改定を行うものであるとの説明がありました。

また、関連質疑として、図書交流館まなびあんと旧市民図書館の利用状況を尋ねる質疑があり、4月27日に開館した図書交流館まなびあんは、10連休の初日に開館し、10連休中開館記念イベントを行い約1,600人の方に来ていただいた。イベント参加を除き図書館へ入っていただいた方は、6月19日現在で1万7374人であり、5月22日の段階で1万人を超える入館者であった。旧市民図書館では、入場者数をカウントするシステムがなかったため、数字としては比較できないが、新しく図書カードをつくる登録者数が、昨年1年間で270人であったが、開館以降の新規登録者数が、6月19日現在までで519人の方に登録していただいているとの説明がありました。

議案第102号、スポーツ・文化課所管の「西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について」では、宇和文化会館の使用料の未収金について質疑があり、未収金については現在のところないとの答弁がありました。

また、使用料については、基本区分での徴収となるため、区分内短時間使用にとっては高く感じるが、使用料の調整を文化会館と行っていただきたいとの要望があり、評議委員会や理事会でご意見をいただき、今後検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」の総務常任委員会所管分について抜粋して報告します。

危機管理課所管分では、昨年の7月豪雨により

海岸部が孤立したことを受け、災害時の船舶による輸送等に関する協定書を締結するとともに、協定に基づく関連費用を計上したとの説明がありました。委員から協定締結に伴う船舶の運用方法はどのように行うのか質疑があったが、これに関しては、災害対策本部や現地対策本部の体制が整っていることを前提として、西予市からの要請に基づき船舶を運航していただくことになるとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では、地域活性化センター助成事業127万円について、明浜で商品開発と販売開拓を行うということであるが、どういったものを開発するのかとの質疑があり、今後コーディネーターを招いて研究し開発することになるため、現在のところは未確定である。なお、現在は冷凍ミカンの販売をメインに取り組んでいるとの答弁がありました。

また、補助金事業でやる側が補助金を貰うという考えでなく、本気になって取り組まないと結果が出ないため、審査の段階できっちりとやっていただき、長いスパンで考えて指導しながら厳しい面を持ってフォローもしっかりしていただきたいとの要望があり、地域力が育っていくのが一番大事であり、個々の営農活動をされておられる方の力も上がっていくことが持続可能につながっていくため、今後審査をする上で、観点に入れながら審査を進めていきたいとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、被災した給食センター跡地利用について質疑があり、関係部署で検討中のため、まだ決定していないとの答弁がありました。また、新しい給食センターと被災した施設で変更箇所はあるのかとの質疑に対し、新しい施設は敷地の関係で2階建てになるとの答弁がありました。さらに、新しい給食センターを建設することで相撲場が移設されることについて質疑があり、現在の調理場を改修し、そこに相撲場をつくらうと考えている。その具体的な内容や建設までの練習方法など、学校と協議をしながら進めていきたいとの答弁がありました。

学校教育課所管分では、明浜小学校が学校防災教育実践モデル地域研究事業の推進校、宇和中学校が愛媛県特色ある道徳教育推進事業の推進校に指定されたことによる増額補正であるとの説明に対し、指定校になる手順について質疑があり、愛

媛県教育委員会からの指定という形になるが、南予管内においては、ほかにも多数の研究指定事業があるため、南予教育事務所において、管内各市町の学校の状況等を考慮した上で、検討され指定を受けるようになっているとの答弁がありました。

また、防災教育は非常に大切なことであり、指定校だけでなく、市内の全小学校がともに学び合うという方向で前向きに進めていただきたいとの意見があり、今年度、西予市教育委員会としても、防災や減災に関する教育について重点としてとらえており、全市を巻き込んだ形で機会をとらえながら、研修等を深めていきたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和元年6月28日総務常任委員会委員長佐藤恒夫。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

源厚生常任委員長。

○源厚生常任委員会委員長

ただいまより厚生常任委員会審査報告を行います。

去る6月18日の本会議で当委員会に付託されました議案13件について、6月20日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配信のとおり、条例改正8件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算4件について、全て全会一致で原案可決決定いたしました。

これより審査の過程で各委員より出された質疑や意見、並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第109号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、クアテルメ宝泉坊の経営改善に向け、温泉利用者のサービス向上と適正な施設管理につなげ、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い料金改定を行うものであるとの説明がありました。料金改定の詳細について委員から質疑があり、クアテルメ宝泉坊は開館以来料金改定をしておらず、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う料金改定だけではなく、燃

料費高騰や人件費の増加なども含め、経営改善を図るため、今回の改定となったとの答弁でした。

議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）」については、所管課ごとにご報告を申し上げます。

子育て支援課所管分では、電算システム開発導入事業767万円のうち、幼児教育・保育の無償化に係る電算システム改修委託料として723万8000円を計上した。無償化に係る初年度の導入時に必要となる事務費については、全額国費による負担として措置される予定との説明がありました。委員から無償化の対象となる児童について質疑があり、平成31年4月1日現在で、入所者が1,001名であり、無償化の対象になるのが724名である。その中で、ゼロ歳から2歳までの無償化の対象となるのは、非課税世帯の方で40名であるとの答弁でした。

環境衛生課所管分では、田園ロマンの里づくり推進事業33万2000円について、総務省が実施している都市農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業として、山口県周南市八代小学校との交流事業を応募し採択されたため、予算計上したとの説明がありました。

医療対策室所管分では、外国人材活用推進事業163万円について、モンゴルからの技能実習生2名を雇用するための事前準備に必要となる費用支出であり、県外講師の謝金12万円、講師への費用弁償4万円、外国人技能実習生との面接及びモンゴル国立医科大学への訪問に係る旅費136万円、技能実習生の講習や実習を監理する受け入れ監理団体への負担金11万円であるとの説明がありました。

次に、議案第124号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、後期高齢者医療の対象者とその推移の見込みについて質疑があり、被保険者数は、平成31年3月末現在で9,105名であり、今後、後期高齢者は2025年、令和7年までは増加する見込みであるとの答弁でした。

議案第125号「令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、未収金についての関連質疑がありました。普通徴収から特別徴収へ変わる際にある一定期間が必要であり、特別徴収になるまでの間、この保険料の滞納

が多い傾向にあること、平成30年度の収納率は、特別徴収が100%、普通徴収では89.37%であった。普通徴収は、年金の年額が18万円未満の方も対象となり、納付困難な方が多く、未収金が滞るといった傾向があるとの答弁でした。

議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」については、施設事業費用121万7000円について、外国人技能実習生2名と生活指導員1名分の給与費、外国人技能実習生を受け入れる際に必要となる各種手続に係る費用、また、外国人技能実習生が入国後に日本語研修をする経費を計上したとの説明がありました。委員からは、実習生の日本語能力や研修の内容について質疑がありました。日本語能力はN3程度の能力の方が来られる予定であり、入国後2カ月間は監理団体で研修を行う。その中で日本語、介護の基礎、文化面等を含めた研修を行った上で、実習実施施設としてつくし苑に来ていただくということで、その後もフォローをしていくとの答弁でありました。

以上、厚生常任委員会委員長報告といたします。

令和元年6月28日厚生常任委員会委員長源正樹。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮久見子君の報告を求めます。

宇都宮久見子産業建設常任委員長。

○宇都宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る6月18日の本会議において、当委員会に付託されました議案15件について、陳情第2号について、6月21日と24日の2日間にわたり審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告のとおりであり、議案15件は原案のとおり可決決定いたしました。

また、陳情第2号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」につきましては、採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制

定について」、平成31年4月1日に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国から譲与される森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、間伐や担い手確保、森林整備の促進に関する費用に充てるため制定するとの説明がありました。

議案第111号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、施設の健全な運営を図るため、運営コスト増加分を総合的に加味するとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改正をあわせて行うものとの説明がありました。今後の指定管理料のあり方について委員から質疑があり、今後の指定管理委託料の方向性については、委託料はなしで施設運営をしていただく方向で考えているとの答弁がありました。

議案第113号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、10月1日から施行予定の消費税法改正に伴う消費税率及び地方消費税率の一部を改正するものと説明がありました。また、道路占用料の金額について委員から質疑があり、主に電柱占用料として、平成30年度実績は年間724万9000円であるとの答弁がありました。

議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち、農業水産課所管分、農業後継者育成事業267万4000円増額については、事業費の増により県補助金が増額になるとの説明でした。新規農業後継者の現状と将来の展望について委員から質疑があり、現在、農業次世代人材投資資金交付金による新規就農者が69名おり、加えて今回次世代ファーマーサポート事業を通して、イチゴ、キュウリなどの施設園芸や柚子等の園地栽培実習を行う10から15名程度の新規就農者を見込んでいるとの答弁がありました。

建設課所管分では、公営住宅管理事業におけるアスベスト除去工事費919万6000円について、一の瀬団地の解体前検査を行ったところ、外壁の塗装材にアスベストが含有していることが判明したため、その除去費用であるとの説明がありました。委員から施工時アスベスト除去に伴う有資格者の可否について質疑があり、石綿作業主任者の講習を受けている有資格者により作業が義務づけられているとの答弁がありました。さらに委員か

ら市の発注する公共工事であるため、十分な監理・監督を行うようにとの意見がありました。

陳情第2号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」については、建設業協会建築部会西予分会長から提出され、陳情者及び行政双方の意見、方向性の説明を聞きました。昨年7月豪雨により甚大な被害を受けたことへの復旧・復興の実現のため、建設業界としてもオール西予で取り組むまちづくりを目指し、協働していくことの必要性を再認識し、西予市内建築業者の育成を求める内容となっていました。審査においては、陳情内容は妥当なもので、市内建築業者の育成に対し適正な対応を市に求めることとし、採択することに決しました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

令和元年6月28日産業建設常任委員会委員長宇都宮久見子。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告はありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号「西予市森林環境譲与税基金条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号から議案第95号までの14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第

95号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について」までの14件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第95号までの14件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第97号から議案第121号までの25件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第97号「西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第121号「西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について」までの25件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第121号までの25件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第122号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第122号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第122号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第123号から議案第128号までの6件

を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第123号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から、議案第128号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの6件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第123号から議案第128号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号「西予市内建築業者の育成に関する要望書」については、原案の通り採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時34分)

○議長

再開いたします。(再開 午後2時36分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第129号「乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について」、議案第130号「乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について」までの2件、並びに「議員派遣の件」についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第129号「乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について」及び、議案第

130号「乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

議案第129号「乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について」及び、議案第130号「乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

乙亥会館につきましては、昨年の7月豪雨により、アリーナを含む1階全施設及び各種設備機器において浸水被害を受けました。現在、浸水被害を受けた床や壁面を取り除き、消毒を行うなどの撤去処分工事が終了し、来年度の供用開始に向け準備を進めているところでございます。

復旧建築工事につきましては、内装部分や土俵、観覧席等各種設備を原状復旧し、1階外壁面開口部のドアやガラスに止水対策を施し、社会体育施設の充実を図るため、シャワー室やトレーニング室を設置したほか、復興のシンボルでもある乙亥会館内に災害展示室を設置するものでございます。

復旧機械設備工事につきましては、衛生、給排水、給湯、消火、空調換気設備の現状復旧と今後の浸水対策として、受水槽、消火水槽、空調屋外機設備を1階から2階へ設置変更するものでございます。

建築工事につきましては、去る6月18日に電子入札により、特定建設工事共同企業体による事前審査型一般競争入札の開札を行い、乙亥会館災害復旧建築工事 五洋・だいわ共同企業体 代表者五洋建設株式会社四国支店 常務執行役員支店長片山一氏と工事請負金額7億2600万円で、機械設備工事につきましては、事後審査型条件付一般競争入札の開札を行い、有限会社清家水道 代表取締役清家直幸氏と工事請負金額1億8260万円で、それぞれ工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま乙亥会館の災害復旧建築工事ということで五洋・だいわ共同企業体と伺ったわけですが、五洋建設はよく承知しておるんですが、だいわと言うて平仮名で書かれておりますが、この会社の概要がわかれば、もう少し詳しく教えていただけたらと思うわけです。

それと五洋が主たる割合だろうと思うんですけども、五洋とだいわの負担割合などはどうなっているのかなと思ひまして、お願いいたします。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時43分）

○議長

再開いたします。（再開 午後3時01分）

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員のご質問に対してお答えをいたします。

この件に関しましては入札関係になりますので、私のほうで答弁をさせていただきますが、ただいまのだいわでございますけれども、野村町に本社を有する建設業者で株式会社だいわでございます。

そしてこの出資割合ですけれども五洋が70%、だいわが30%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

その他質疑はございませんか。

小野正昭議員。

○17番小野正昭君

今請負契約を聞きましたけれども、工期の説明がなかったと思うんですよ。これはいつからいつまでの工期なのか、答弁いただけたらと思います。

○議長

宇都宮教育部長。

○宇都宮教育部長

今ほどの工期について答弁をいたします。

契約後ですけれども、令和2年3月25日までとしております。機械設備工事、建築工事どちらも同様の期日としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

その他質疑。

小野正昭議員。

○17番小野正昭君

令和2年3月25日、最初のうちはいつからですか。契約の日から令和2年3月25日。そうしますと、私一番気にするのは、どう言いますか、西予市のシンボルであり、日本的にも国体をしたりして有名なところなんですけど、工期が少し短いような気がするんですけども、その辺のところちょっと憂慮をするんですけど、間違いなくJVでやられとんですから、工期がやれると思うんですけど、ただ心配なのはそこにやはり十分監督をしていただいて、市民が納得できる、また西予市が誇れる乙亥会館の建築を目指してもらいたいなど、こういうお思いをいたしておりますので、答弁要りません。よろしくお願いをいたします。

○議長

その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第129号及び議案第130号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第129号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第129号「乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第129号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第130号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第130号「乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第130号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

令和元年度第2回の西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月10日から開会いたしました本定例会も本日が最終日となりました。19日間の会期中、新しい議会体制のもとで議員各位には、本会議及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして、慎重なご審議を賜り、補正予算を初め、条例の改正など重要な案件につきまし

て、いずれも原案どおり可決またはご承認をいただきました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、気象庁は非常に遅れていた四国地方の梅雨入りを26日に発表いたしました。異常気象のあらわれでしょうか。平年より19日遅く、観測史上最も遅い記録だということでもあります。しばらく晴天が続いておりましたが、一転、梅雨入り早々に梅雨前線、熱帯低気圧の影響により大雨になるとの気象情報が出され対応したところでございますが、幸いに被害につながることはありませんでしたが、これから本格的な出水期に入り、特に梅雨期の集中豪雨には最大限の警戒を行っていくことといたしております。

一方で、大雨注意報での避難情報発令の運用につきましては、降雨状況に即さない部分も見受けられることから、先般四国地方整備局に対し、現在の降雨の状況をもとに注意報基準の見直しに対する意見を求めているところでございます。

本市といたしましては、市民の避難行動等を支援するため、新たな警戒レベルのとりべき行動、避難のタイミング、これらを適切に伝えるとともに、万全の体制を構築し、市民の安全・安心を確保したいと思っております。

さて、西予市名誉市民の野村町出身の人形浄瑠璃文楽人形遣い、人間国宝の吉田和生氏が西予市に帰省され、子どもたちに文楽人形の仕組みや魅力を伝える子ども文楽交流会に参加をいただきます。開催日は7月9日、会場は三瓶町の朝立会館としております。当日は午前中に子どもたちを対象に交流会を、午後からは一般参加者を対象に、実際の人形を紹介されながら、舞台の魅力や裏側を語る文楽よもやま話と題した講演を行っていただきます。朝日文楽と俵津文楽、市内に二つもの歴史ある伝統芸能を持つ西予市にとって、とても学びの深い機会であると考えております。現在、一般参加者を募集しております。皆様もご都合が合いましたらぜひご参加いただきますようお願いを申し上げます。

次に、宇和町明石にある明石寺境内と大寶寺道が国史跡の「伊予遍路道」に追加指定されることになりました。西予市の国指定史跡としては、八幡浜笠置街道峠越えに続き2件目でございます。明石寺は、天台宗の寺院で四国霊場第43番札

所として知られております。古くから有力寺院としての歴史を有するほか、修験の寺であったという点でも貴重とされておりまして、九州からの遍路の出入り口であることから、四国遍路と九州のかかわりを解明する上でも重要な場所とされております。

一方、大寶寺道は、明石寺から久万高原町の第44番札所大寶寺に至る遍路道をいいます。今回、そのルートの一部、明石寺から宇和町卯之町の範囲が指定されました。明石寺境内と大寶寺道は、いずれも保存状態がよく四国4県に1200年もの間続く遍路文化を現代によく伝えていているとして評価されております。私たちのまちに古くから守られてきた文化がまた一つ認められたことを大変誇らしく思います。

さて、来月7月7日、災害発生から1年を迎えます。あの日から多くの苦難や困難が続いておりますが、それでも皆様からの大きなお力とお知恵をいただき、市民の皆様とともに今日まで復興への道を歩み続けてまいりました。これまでの歩みとこれから先の道のりを前に、災害発生から1年となる7月7日、お亡くなりになられた方々への哀悼の意をささげ、復興への誓いを新たにすために、平成30年7月豪雨西予市追悼式をとり行います。節目として、皆様にもぜひご出席いただきますようご案内をいたします。

梅雨に入り、降雨と蒸し暑い日々が続きますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、市政推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

これをもって令和元年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

令和元年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月10日（月）～6月28日（金）

（会期19日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月10日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決
6月11日	火	休 会	
6月12日	水	休 会	
6月13日	木	休 会	
6月14日	金	休 会	
6月15日	土	休 会	
6月16日	日	休 会	
6月17日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
6月18日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
6月19日	水	休 会	
6月20日	木	常任委員会	
6月21日	金	常任委員会	
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	常任委員会	
6月25日	火	休 会	
6月26日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・討論通告〆切
6月27日	木	休 会	
6月28日	金	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 ・即決議案採決

令和元年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 78号	西予市消防署災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について	01. 6. 10	原案可決
議案第 79号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	01. 6. 10	原案可決
議案第 80号	財産の無償貸付について	01. 6. 10	原案可決
議案第 81号	西予市森林環境譲与税基金条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 82号	西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 83号	西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 84号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 85号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 86号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 87号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 88号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 89号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 90号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 91号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 92号	西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 93号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 94号	西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 95号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 96号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 97号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 98号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 99号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 100号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 101号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 102号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 103号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 104号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 105号	西予市游の里健康センター条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 106号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 107号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 108号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 109号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	01. 6. 28	原案可決
議案第 122号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 123号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 124号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	01. 6. 28	原案可決
議案第 129号	乙亥会館災害復旧建築工事請負契約について	01. 6. 28	原案可決
議案第 130号	乙亥会館災害復旧機械設備工事請負契約について	01. 6. 28	原案可決
報告第 1号	平成30年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 2号	平成30年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 3号	平成30年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 4号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 5号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 6号	平成30年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	01. 6. 10	承認
報告第 7号	専決処分事項の報告について	01. 6. 10	報告
陳情第 2号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	01. 6. 28	採択
発議第 4号	西予市地域防災体制特別委員会委員の定数の変更について	01. 6. 10	原案可決
発議第 5号	西予市指定管理施設調査検討特別委員会の設置について	01. 6. 18	原案可決
選任第 5号	西予市指定管理施設調査検討特別委員会委員の選任について	01. 6. 18	原案可決
	議員派遣の件について	01. 6. 28	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月28日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月1日	議 長	野村高校卒業式
3月5日	全 議 員	平成31年第1回定例会 代表質問・一般質問
	関 係 議 員	議会運営委員会
3月6日	全 議 員	平成31年第1回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
3月7日	全 議 員	平成31年第1回定例会 一般質問
3月8日	議 長	ほわいとファームカマンベールチーズ機内食試食会
3月11日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月12日	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
3月15日	関 係 議 員	西予市内中学校卒業式
	議長・関係議員	せいよ女性の会市への提言会
3月19日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
3月20日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
	全 議 員	平成31年第1回定例会 閉会
3月22日	関 係 議 員	西予市内小学校卒業式
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月24日	議 長	関地池桜祭り
3月26日	議 長	南予水道企業団定例会
	関 係 議 員	西予市土地開発公社理事会
3月27日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
	議 長	美馬市議会視察受入
	議 長	大洲市議会視察受入
3月31日	議長・関係議員	明浜野福峠さくら祭り
4月1日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月5日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月6日	議 長	伊予銀行卯之町支店開店100周年記念祝賀会
4月8日	議長・関係議員	市内高校入学式・市内小学校入学式・三瓶中学校入学式
4月9日	議長・関係議員	明浜・宇和・野村・城川中学校入学式
4月10日	議 長	小矢部市議会義援金贈呈式
4月11日	議 長	小矢部市議会視察受入
	議長・副議長	愛媛県市議会議長会春季定期総会
4月13日	議 長	原子力規制委員会地元意見交換会

月 日	出席者	行事名
4月14日	議長・関係議員	ジオキッチン落成記念式
4月16日	議長	西予市人権対策連絡協議会総会
4月22日	議長・関係議員	せいよ女性の会総会
4月24日	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会
4月27日	全議員	西予市図書交流館「まなびあん」落成式
4月29日	議長・産建委員長	れんげまつり
5月7日	関係議員	市民と議会との意見交換会 高山地区
5月8日	関係議員	市民と議会との意見交換会 下宇和・明間地区
5月9日	議長	四国西南サミット
5月10日	議長	国道197号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	国道441号線愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会
	関係議員	市民と議会との意見交換会 土居地区
5月12日	議長	2019 重信川総合水防演習
5月14日	議長	愛媛県人権教育協議会西予支部定期総会
5月15日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和元年第1回臨時会
5月16日	議長	黒部市議会視察受入れ
5月17日	関係議員	平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会
	議長	愛媛県建設業協会西予支部31年度通常総会、愛媛県土木施工管理士会西予支部第39回通常総会
5月23日	議長・副議長	四国市議会議長会
5月24日	議長	四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
	議長	西予市商工会通常総代会
5月28日	議長・産建委員長	第22期「染織講座」閉講式
5月29日	議長・産建委員長	西予市農業再生協議会総会
5月31日	関係議員	議会運営委員会
	議長	西予市老人クラブ連合会総会
6月1日	議長	宇和美術協会定例総会
6月3日	議長	西宮市議会・尼崎市議会視察受入
6月5日	関係議員	議会運営委員会
6月7日	議長	更生保護サポートセンター開所式
	議長	国道378号期成同盟会会計監査
6月9日	議長・関係議員	鹿野川ダム改造事業完成式
6月10日	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会

月 日	出 席 者	行 事 名
6月10日	全 議 員	令和元年第2回定例会 開会

令和元年6月20日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

総務常任委員会

委員長 佐藤 恒夫

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第82号	西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第83号	西予市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第84号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第85号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第87号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第88号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第89号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第90号	西予市市民憩の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第91号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第92号	西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第93号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第94号	西予市城川地質館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第95号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第96号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第97号	西予市ふれあいの森林施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第98号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第99号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第100号	西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第101号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件名	審査結果
議案第102号	西予市宇和文化会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決

令和元年6月20日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

厚生常任委員会

委員長 源 正 樹

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第103号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第104号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第105号	西予市游の里健康センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第106号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第107号	西予市明浜健康管理センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第108号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第109号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第121号	西予市野村介護老人保健施設つくし苑手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第123号	令和元年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第124号	令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第125号	令和元年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第128号	令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和元年6月21日

西予市議会議長

菊池 純 一 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 久 見 子

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第81号	西予市森林環境譲与税基金条例制定について	原案可決
議案第110号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第111号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第112号	西予市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第113号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第114号	西予市港湾管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第115号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第116号	西予市水道布設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第117号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第118号	西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第119号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第120号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第122号	令和元年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第126号	令和元年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第127号	令和元年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

令和元年6月24日

西予市議会議長

菊池 純一様

産業建設常任委員会

委員長 宇都宮 久見子

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
陳情第2号	西予市内建築業者の育成に関する要望書	採択